

北秋田市
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画
〈令和6年度～8年度〉



令和6年3月

北秋田市

目 次

第1章 計画の概要と目指す方向	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本事項	3
3. 基本理念と基本目標	5
第2章 高齢者施策の現状・課題・取組	10
1. 北秋田市の高齢者の状況	10
2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から	16
3. 在宅介護実態調査から	21
4. 介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果から	28
5. 本計画の重点的に取り組む課題	32
第3章 高齢者福祉施策・介護保険事業の総合的推進	34
基本目標1) 介護保険サービスの充実・強化	34
基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	39
基本目標3) 介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進	47
基本目標4) 高齢者の生きがいづくりと活動の場づくり	63
基本目標5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり	66
第4章 介護保険サービスの見込み	68
1. 計画期間の人口フレームと要支援・要介護認定者の推計	68
2. 介護保険サービスの見込み	70
3. 介護給付費等の見込み	84
4. 地域支援事業費の見込み	86
5. 介護保険給付費の推計	87
6. 介護保険料の設定	88
第5章 計画の評価・検証	92
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて	92
2. 計画の進行管理と推進について	93
参考資料	94

第1章 計画の概要と目指す方向

1. 計画策定の趣旨

- 我が国の65歳以上人口は令和4年10月1日時点で3,624万人となり、高齢化率は29.0%（総務省）と年々上昇しています。高齢化が進行する中、高齢者のうち75歳以上が53.2%（1,928万人）を占め、75歳以上の後期高齢者が65～74歳の前期高齢者を上回っています。また、令和4年の平均寿命は、男性81.05歳、女性87.09歳（令和4年簡易生命表より）と、ともに過去最高となっています。
- 人口減少社会となっても高齢者人口は継続して増加する見込みで、ピーク時（令和25年）には3,953万人になると推計されています。後期高齢者が増加する見込みであることから、加齢による虚弱や認知症等により介護が必要な高齢者の増加が見込まれます。
- 本市においては、0～14歳、15～64歳、65歳以上のいずれの構成人口も減少が続いていますが、高齢者の割合は年々上昇しています。高齢化率は平成30年が42.5%でしたが令和5年は45.8%となっており、全国的に高齢化率の高い秋田県平均高齢化率（令和5年7月1日現在39.3%。秋田県老人月間関係資料）を上回っています。
- 『第2次北秋田市総合計画』においても、「住民が主役の“もり”のまち」の実現に向けて、高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防への支援や、在宅生活支援等を施策の方向として示し、地域包括ケアシステムの推進を図っています。さらに、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に努め、地域共生社会の実現と制度の持続可能性を確保することが重要となっています。
- 本計画期間中に団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎えます。その後の中長期的な視点を持ち、団塊世代の子世代が高齢期を迎え、現役世代が大幅に減少する令和22年（2040年）を念頭にした取組、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが重要となっています。
- 本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らせるように、各施策が切れ目なく推進していくことを目指し策定します。

●国の示した第9期計画策定の基本指針の内容をまとめると以下のとおりです。

【国の基本指針の改正内容】

項目	内容
中長期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる ・高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている ・人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なることから、これまで以上に各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の推進等が重要
介護サービス基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等を把握した上、介護サービス事業所を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論すること ・医療・介護の複合的なニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、市町村の保健医療部局や都道府県とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析し、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと (2) 在宅サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及 ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進すること ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと (2) 具体的な取組内容や目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーも含めた家族介護者の支援、高齢者虐待対策の推進、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進、住まいと生活の一体的支援等について定めることが重要 ・認知症基本法に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していくこと (3) 医療と介護の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるため、医療・介護の情報基盤の一体的な整備により、地域包括ケアシステムを推進する (4) 保険者機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することも手段の一つである ・介護サービス事業者の財務状況等を公表することが重要 ・介護サービス事業者経営情報公表について、定期的に収集及び把握する

2. 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

- 北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」で構成される法定計画です。また、65 歳以上の高齢者を対象とした保健福祉や介護保険を含めた高齢者施策の総合的な計画であり、「第 2 次北秋田市総合計画」の高齢者保健福祉部門に位置付けられます。
- 国の指針や「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」等と整合性を図りながら策定します。
- 第 2 次北秋田市総合計画（基本構想期間：2016 年度～2025 年度）では、『住民が主役の“もり”のまち ～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～』を将来都市像（目指すまちの姿）に掲げており、高齢者施策を含む福祉分野は、『お互いが 尊敬し支え合う 明るいまちづくり』を目指して各種施策を推進しています。
- 市民の健康寿命の延伸や高齢者の健康維持の観点からは、『第 2 期けんこう北秋田 21 計画』における高齢期（65 歳以上）における目標を共有するなど、これらの関連計画との整合性を図りながら策定します。

(2) 計画の期間

- 高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。令和 8 年度に見直しを行い、次期（第 10 期）計画を策定します。
- 高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、令和 22 年度（2040 年度）を勘案したものとしています。

(3)計画の策定・推進体制

- 計画の策定にあたっては、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をベースに、介護保険サービスに関することや介護予防・健康保持への取組等、市の独自項目を取り入れてアンケート調査を実施しました。あわせて居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、利用者やケアマネジメント業務の現状と意向把握のためのアンケート調査や、パブリックコメントを通じて市民の意見を広く聴取し、施策検討のための基礎資料としました。
- その結果を踏まえ、医療、保健及び福祉をはじめ、介護サービス事業者、被保険者、高齢者福祉サービス及び介護保険サービス利用者又はその家族等といった幅広い分野の委員で構成された「北秋田市高齢者福祉事業運営委員会」において協議を重ね、計画を策定しました。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要】

1. 調査対象者	令和5年5月1日現在、北秋田市に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定を受けて自宅で生活している高齢者(要支援1・2)
2. 配布数	1,500 件
3. 回答数	1,017 件
4. 回収率	67.8%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	令和5年5月 30 日～6月 16 日

【在宅介護実態調査の概要】

1. 調査対象者	令和5年5月1日現在、北秋田市に居住し、要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者(要介護1～5)
2. 配布数	500 件
3. 回答数	298 件
4. 回収率	59.6%
5. 調査方法	郵送による配布・回収
6. 調査期間	令和5年5月 30 日～6月 16 日

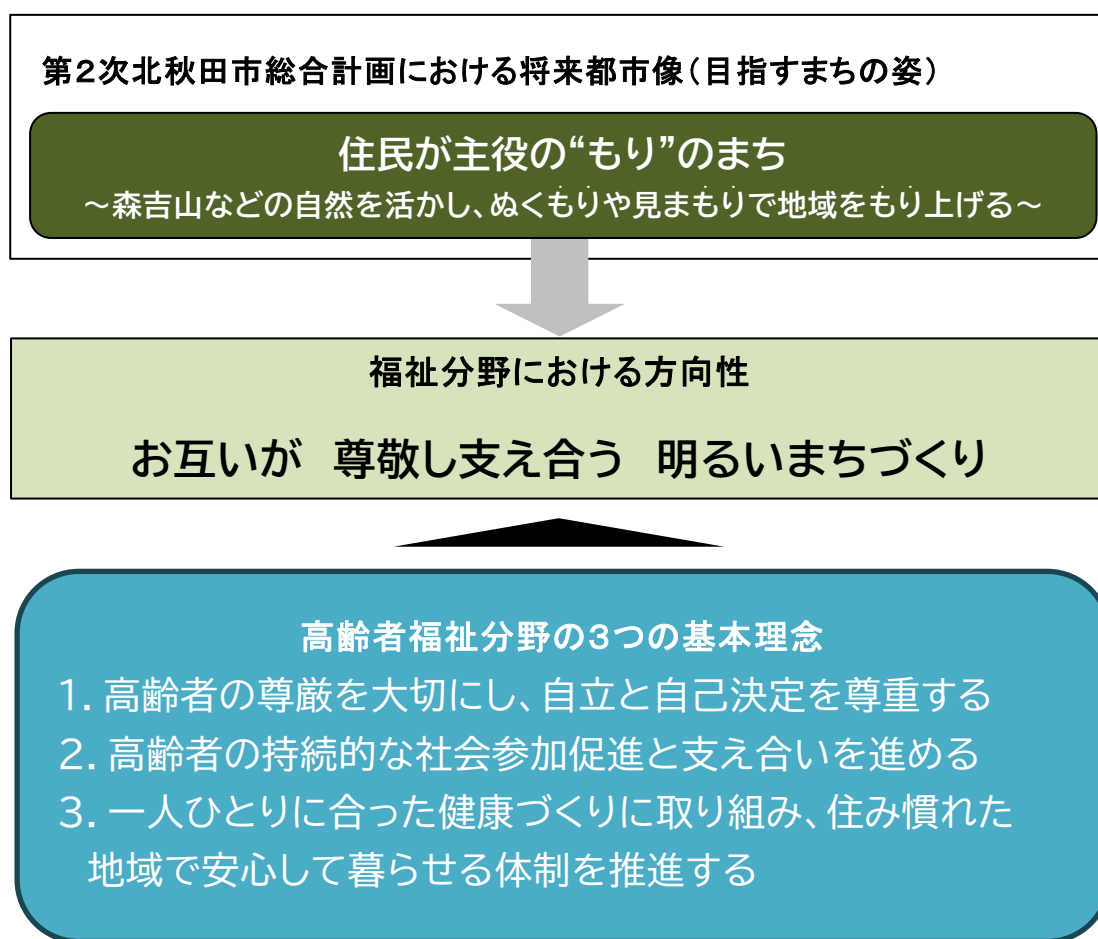
【介護支援専門員調査の概要】

1. 調査対象者	市内の居宅介護支援事業所の全介護支援専門員
2. 配布数	14 事業所(52 人)
3. 回答数	14 事業所(52 人)
4. 調査方法	郵送による配布・回収
5. 調査期間	令和5年5月 29 日～6月 19 日

3. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

- 本計画は、第8期計画までの成果や課題を引き継ぎつつ、“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を控え、いわゆる“団塊ジュニア”の世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据えながら、高齢者が生涯にわたって生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 本市の総合計画に掲げるまちづくりの目標を踏まえつつ、以下を計画の基本理念として掲げて推進していきます。



(2)高年齢者福祉施策・介護保険事業の総合的な推進に向けて

- 高年齢者の暮らしを取り巻く環境は変化しており、世帯状況や身体状況等により多様化しています。見守りサポートをする家族が近くにいるかどうか、働く意欲がある人が働くことができる環境かどうかなどは、高年齢者自身の状況等によって大きく異なります。
- 高年齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自立して活動的な暮らしをするためには、身体的な健康とコミュニケーションなどを通じた精神的な支えが重要となっています。また、高年齢者が地域の各種活動へ参加することや、地域の役割等を担っていただくことも重要なことです。
- 支援などが必要になった場合でも、介護や保健福祉の専門職や地域の方々に支えられながら、住み慣れた地域で自分らしい元気な暮らしを続けられることが重要です。
- このような点をとらえ、市民並びに支える事業者の協力や支援を得ながら、次にあげる5つの目標を定めます。

基本目標 1) 介護保険サービスの充実・強化

- “団塊ジュニア”の世代が高年齢者となる令和22年(2040年)を見据え、地域の実情にあわせた介護サービスの基盤を維持し、要支援・要介護認定者が必要な介護保険サービスを利用して、持続的に住み慣れた地域で暮らし続けることができるための体制づくりを推進します。そして、高年齢者をはじめ市民が介護保険制度に関する理解をさらに深めるとともに、市として引き続き円滑な事業運営と介護保険サービスの提供ができるよう推進します。

施策の方向性

1. 介護給付の適正化
2. 地域包括支援ネットワークの強化
3. 介護人材の確保・育成
4. 介護保険サービス事業所の配置と整備計画
5. 事業所の指定及び管理・指導
6. 災害・感染症対策に係る体制の整備

基本目標 2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 高年齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生き方を続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスといった支援施策と家族や地域の見守りや支え合いが必要です。地域包括支援センターを中心に連携を図り、持続的に安心して暮らせる環境づくりを推進します。さらに、増加が見込まれる認知症高年齢者が地域で安心して生活できるよう支援します。

施策の方向性

1. 地域包括支援センターの機能強化と地域包括支援体制の充実
2. 包括的支援事業の実施
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症支援施策の総合的推進
5. 認知症早期診断・早期対応の支援
6. 生活支援体制整備事業の推進
7. 高齢者虐待防止・権利擁護支援の推進

基本目標 3) 介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進

- 積極的かつ主体的に地域社会と関わりを持つ高齢者ほど、長寿であるといわれています。また、高齢期に問題が生じてから対処するのではなく、若年期の健康づくりから高齢期の元気づくりまでをひと続きのものとして考えることが大きな目標となります。そのためにも、ライフステージにあった健康管理、健康づくりを支援していきます。
- 地域包括支援センターと保健センターの連携を強化し、地域支援事業において壮年期からの健康づくりと連携した介護予防事業を一体的に推進し、多くの高齢者の参加を促進します。また、各種福祉サービスにより、高齢者やその家族を様々な面から支える体制の充実を図ります。

施策の方向性

1. 健康づくりの支援と各種サービスの推進
2. 健康づくりを支援するサービスの推進
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4. 自立した生活を支える福祉サービスの推進
5. 介護する家族を支援するサービスの推進
6. 介護保険以外の施設サービスの推進
7. その他の高齢者支援サービスの推進

基本目標 4) 高齢者の生きがいつくりと活動の場づくり

- 一人ひとりが自分らしい生き方を保ち、意欲的に暮らせるための環境づくりや、高齢者が今までに蓄積してきた経験と能力を発揮できるような機会の創出など、高齢者の元気を地域に活かし、生きがいをより高める仕組みづくりが求められています。
- 介護が必要な高齢者を元気な高齢者が支えるといった取組も重要となっています。仲間と地域のネットワークとつながりを持ち、心身ともに健康な高齢者が増えるように高齢者の生きがいつくりを推進します。あわせて、高齢者が活躍する場を増やし、地域活力の増進に努めます。

施策の方向性

1. 高齢者の生きがいつくりの促進
2. 多様な交流活動・地域活動の推進

基本目標 5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり

- 地域におけるコミュニケーションを重ねながら世代間の交流が図れるよう、様々な施策との連携を高め、地域を支える活動の場となる施設や体制づくりを推進します。
- 快適で移動しやすい環境で暮らし続けられるために必要なまちづくりや安全対策、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するとともに、自然災害時における高齢者の移動や避難生活等に配慮した防災対策に取り組みます。

施策の方向性

1. 高齢者など人にやさしいまちづくりの推進
2. 災害・防犯対策の充実
3. 地域共生社会を目指した住民参加の地域活動の支援

(3)高齢者福祉施策・介護保険施策の全体像

■基本理念

1. 高齢者の尊厳を大切にし、自立と自己決定を尊重する
2. 高齢者の持続的な社会参加促進と支え合いを進める
3. 一人ひとりに合った健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を推進する

■施策の体系

基本目標1) 介護保険サービスの 充実・強化

- (1) 介護給付の適正化
- (2) 地域包括支援ネットワークの強化
- (3) 介護人材の確保・育成
- (4) 介護保険サービス事業所の配置と整備計画
- (5) 事業所の指定及び管理・指導
- (6) 災害・感染症対策に係る体制の整備

基本目標2) 地域包括ケアシス テムの深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化と地域包括支援体制の充実
- (2) 包括的支援事業の実施
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症支援施策の総合的推進
- (5) 認知症早期診断・早期対応の支援
- (6) 生活支援体制整備の推進
- (7) 高齢者虐待防止・権利擁護支援の推進

基本目標3) 介護予防と持続的な 心身の健康づくりの 推進

- (1) 健康づくりの支援と各種サービスの推進
- (2) 健康づくりを支援するサービスの推進
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (4) 自立した生活を支える福祉サービスの推進
- (5) 介護する家族を支援するサービスの推進
- (6) 介護保険以外の施設サービスの推進
- (7) その他的高齢者支援サービスの推進

基本目標4) 高齢者の生きがい づくりと活動の場 づくり

- (1) 高齢者の生きがいづくりの促進
- (2) 多様な交流活動・地域活動の推進

基本目標5) 高齢者をやさしく つつむ環境づくり

- (1) 高齢者など人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 災害・防犯対策の充実
- (3) 地域共生社会を目指した住民参加の地域活動の支援

第2章 高齢者施策の現状・課題・取組

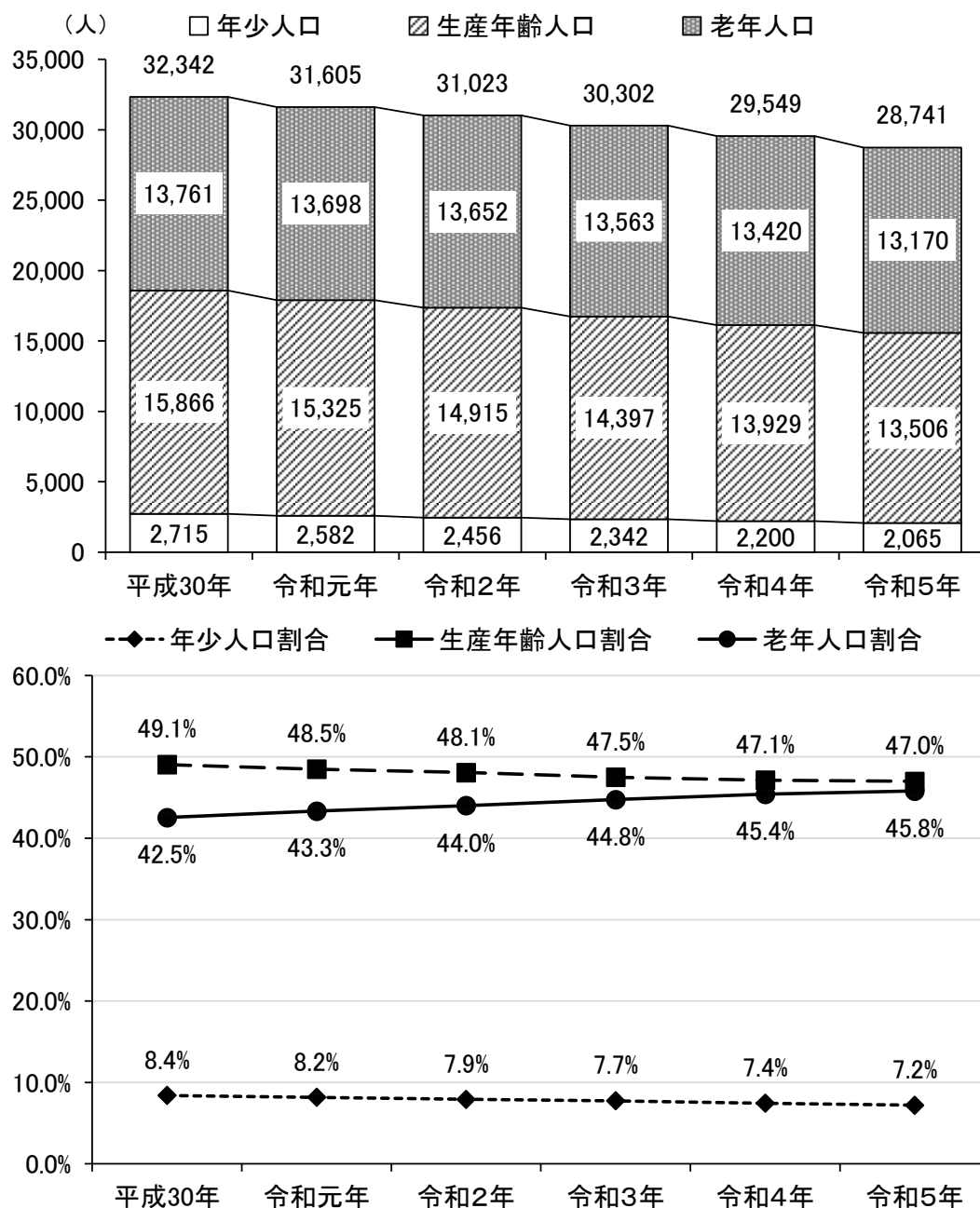
1. 北秋田市の高齢者の状況

(1) 北秋田市の概況

① 人口・人口構成

●本市の人口は令和4年に30,000人を下回り、令和5年は28,741人となっています。人口構成は、15～64歳の生産年齢人口割合は平成30年の49.1%から令和5年には47.0%まで低下し、65歳以上の老年人口割合は増加して令和5年は45.8%となっています。

【人口・人口構成の推移(各年9月末現在)】



(住民基本台帳より)

●令和5年の地区別人口は、鷹巣地区が16,134人で56.1%を占め、合川地区が5,498人、森吉地区が4,845人、阿仁地区が2,264人となっています。1世帯平均人員は、鷹巣地区、森吉地区が2.18人、合川地区が2.08人、阿仁地区が1.80人となっています。

●3圏域に設定した日常生活圏域では、北部圏域が56.1%、中部圏域が30.0%、南部圏域が13.9%で、1世帯平均人員は、北部圏域と中部圏域が2.15人を超え、南部圏域は1.90人となっています。

【地区別人口・世帯数・世帯平均人員(令和5年9月末現在 住民基本台帳より)】

	鷹巣地区	合川地区	森吉地区	阿仁地区	全域
総人口(人)	16,134	5,498	4,845	2,264	28,741
比率(%)	56.1	19.1	16.9	7.9	100.0
世帯数(世帯)	7,407	2,641	2,221	1,259	13,528
1世帯平均人員(人)	2.18	2.08	2.18	1.80	2.12

【圏域別人口・世帯数・世帯平均人員(令和5年9月末現在 住民基本台帳より)】

	北部圏域	中部圏域	南部圏域	全域
総人口(人)	16,134	8,620	3,987	28,741
比率(%)	56.1	30.0	13.9	100.0
世帯数(世帯)	7,407	4,018	2,103	13,528
1世帯平均人員(人)	2.18	2.15	1.90	2.12

※北秋田市では日常生活圏域を3圏域に設定しています。

【日常生活圏域】

圏域	対象地区	センター名
北部圏域	鷹巣地区全域	北部地域包括支援センター
中部圏域	合川地区全域、米内沢、本城、浦田	中部地域包括支援センター
南部圏域	阿仁地区全域、森吉、根森田、小又、阿仁前田、五味堀、桂瀬	南部地域包括支援センター

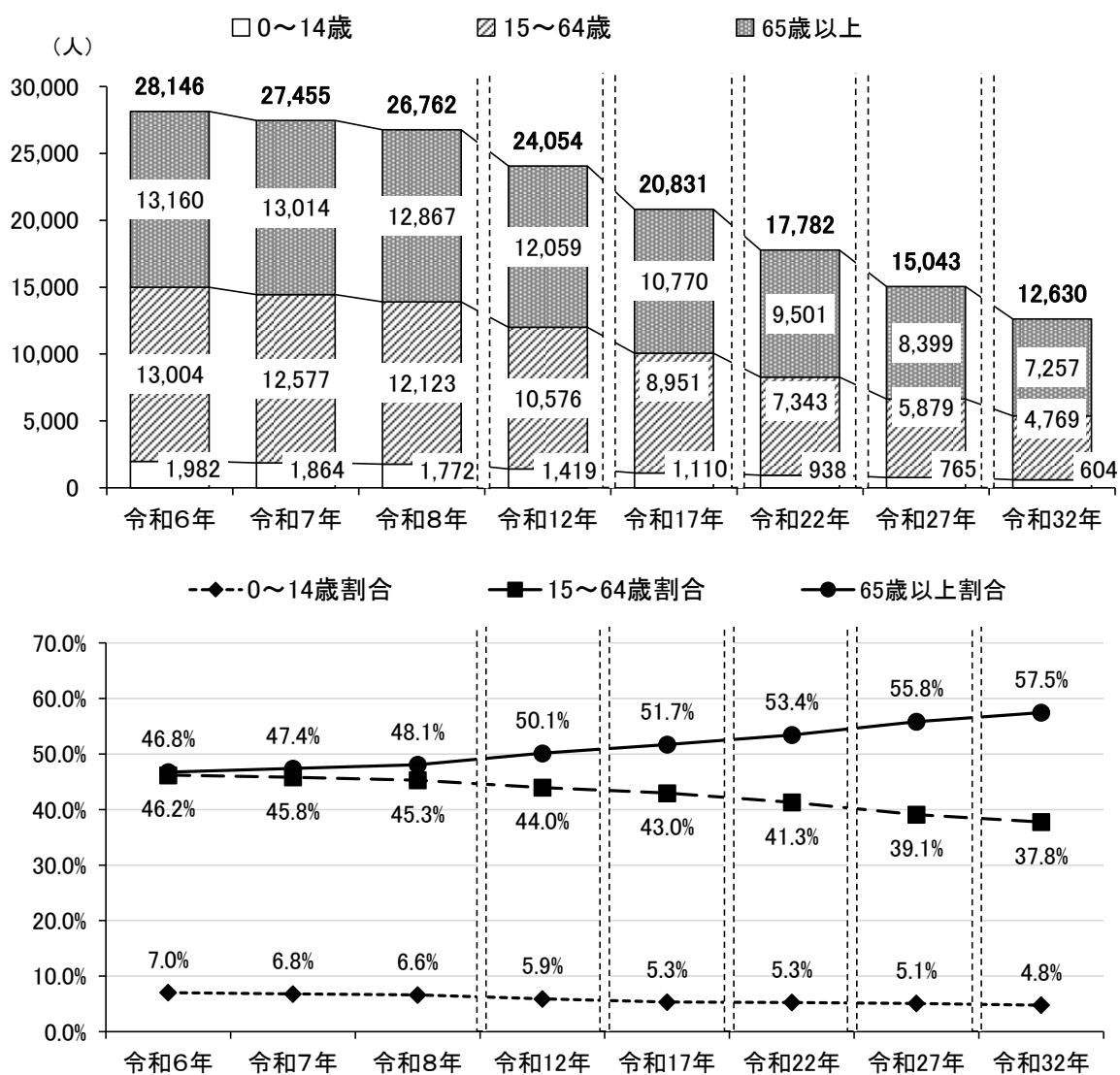
②人口推計

●近年の住民基本台帳人口の各年齢・男女別の人口分布を平成30年から令和4年の4か年平均のコーホート変化率※で算出した推計人口は、第9期計画期間の令和6年は28,146人、令和8年は26,762人と推移します。

●人口構成は今後も少子化・高齢化の進行が見込まれ、0～14歳は7%を下回り、15～64歳は46%を下回って推移する見込みで、令和7年以降65歳以上割合は15～64歳割合を上回り、令和8年は48.1%と推計されます。

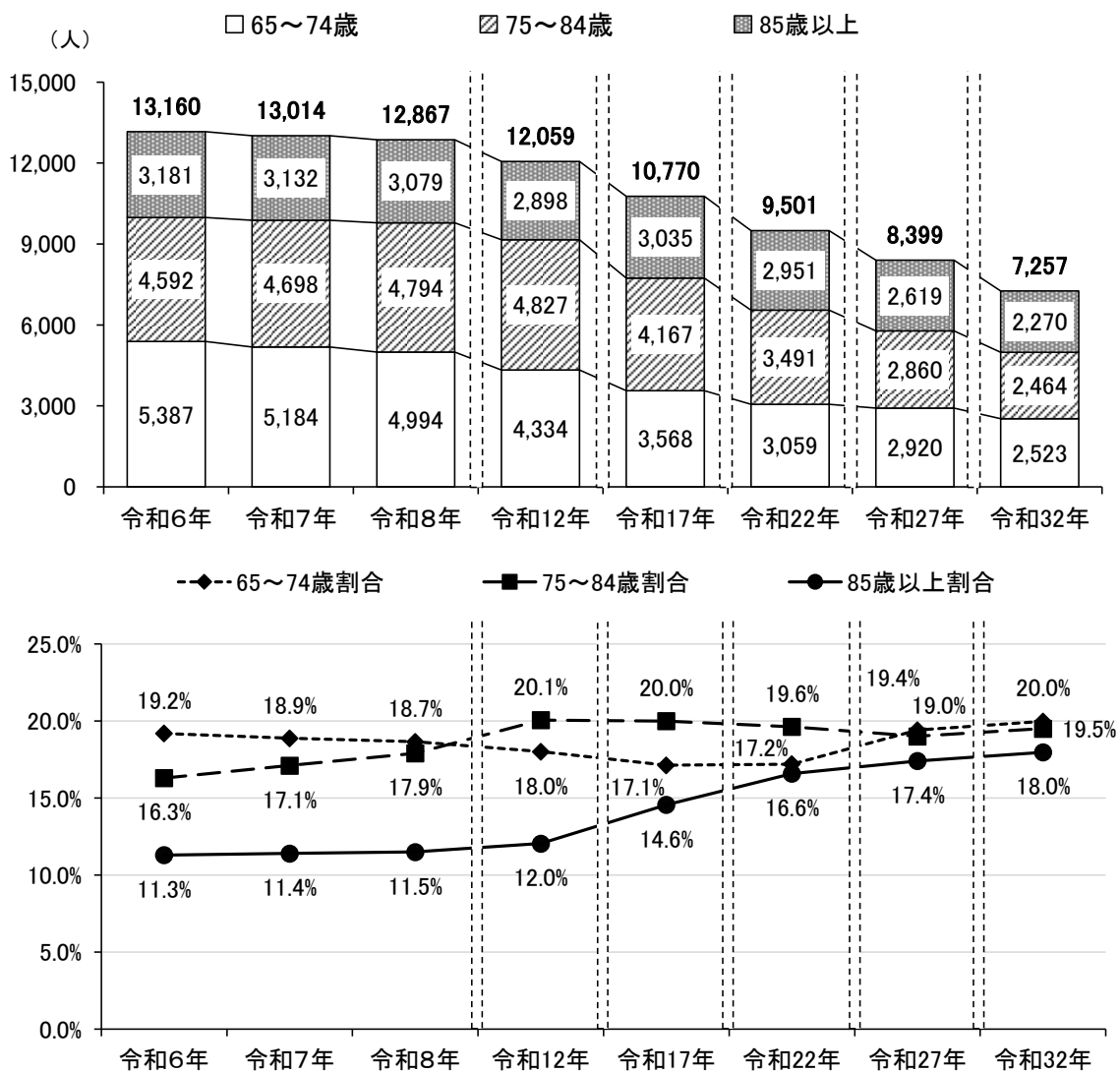
※コーホート変化率法:「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。

【総人口の推計(各年9月末現在)】



- 計画期間の高齢者人口は令和6年 13,160 人から令和8年の 12,867 人に微減し、その後、令和12年は 12,059 人、令和22年は 9,501 人、令和32年は 7,257 人と見込まれます。
- 高齢化率は高い水準で推移しており、令和2年が 44.0%、令和5年は 45.8%となっています。推計では令和6年は 46.8%、令和12年には 50%を超える見込みとなっています。
- 今後は、65～74 歳の前期高齢者の割合は減少傾向ですが、令和22年以降に増加に転じ、75～84 歳割合は令和12年まで増加し、令和17年以降 20%前後で推移することが見込まれ、85 歳以上割合は令和12年に 12.0%、令和22年は 16.6%、令和32年には 18.0%になると見込まれます。

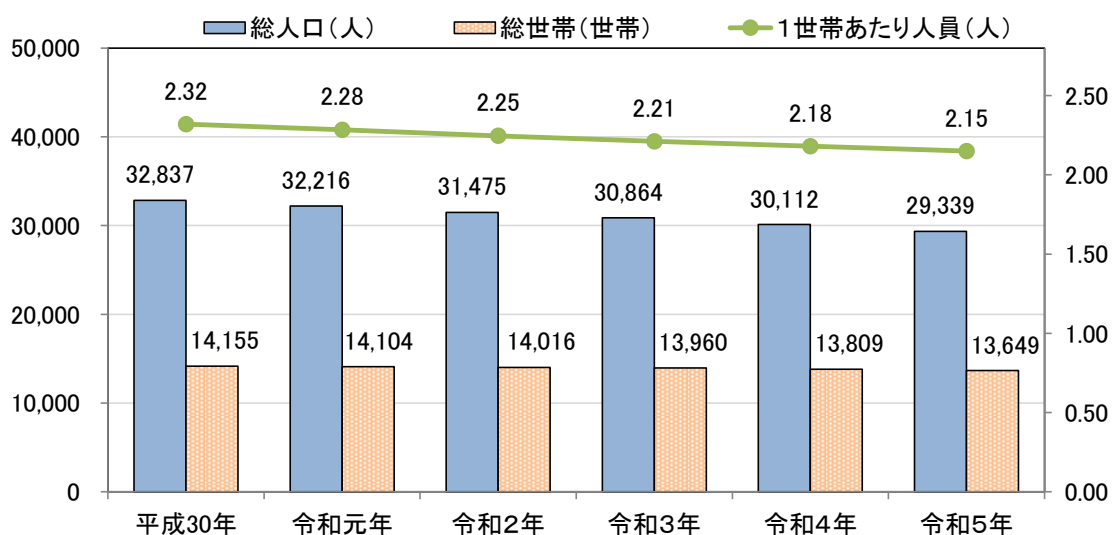
【高齢者人口の推計(各年9月末現在)】



③世帯数

- 世帯数は、平成30年の14,155世帯から令和5年は13,649世帯に微減しています。
- 1世帯あたり人員は緩やかに減少し、令和4年に2.2人を下回り、令和5年は2.15人となっています。

【1世帯あたりの構成人員(各年1月1日現在)】



(住民基本台帳より)

(2)主要死亡要因別死亡数・死亡率

- 死亡数は令和2年が568件で、令和3年は658件に増加しています。
- 死亡率は全国や県の平均と比べて高くなっており、特に悪性新生物による死亡の割合が全国や県と比べ高くなっています。

【死亡数及び死亡率】

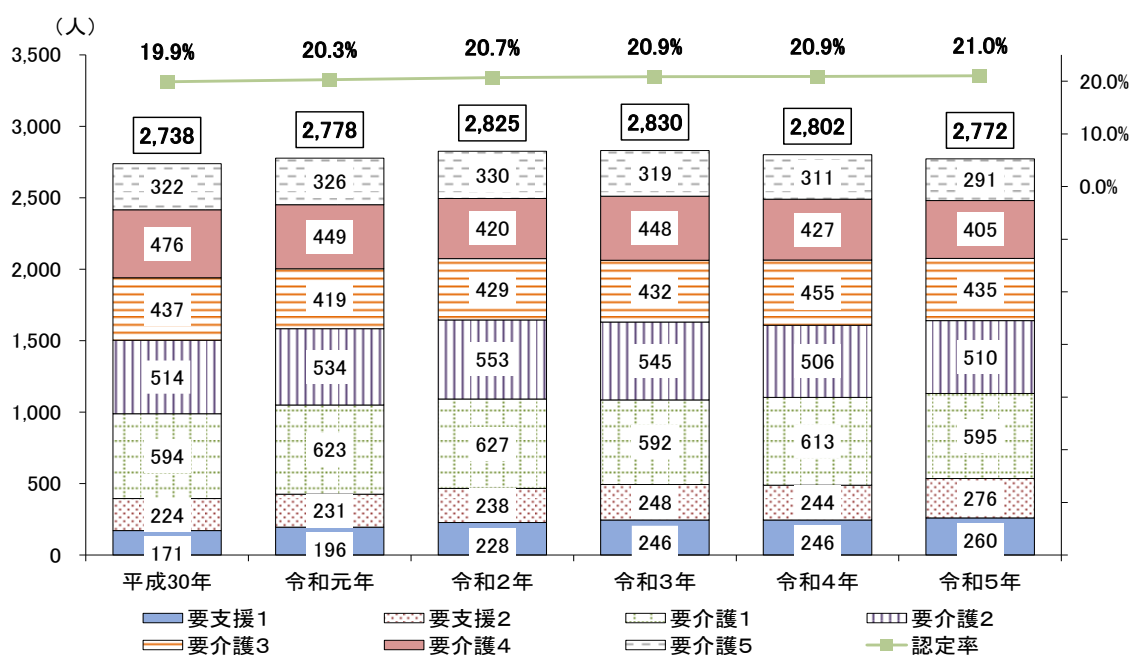
		死亡数(件)		死亡率(人)		
		市		市	県	全国
		令和2年	令和3年	令和3年		
総数		568	658	22.3	17.0	11.7
うち死因	悪性新生物	162	176	597.1	439.5	310.7
	脳血管疾患	72	74	251.0	167.4	85.2
	心疾患	54	79	268.0	225.1	174.9

※死亡率の総数は1千人あたりの死亡人数。死因別は人口10万人あたりの死亡人数。
毎年1～12月の累計(秋田県衛生統計年鑑より)

(3) 要介護認定者数の推移

- 要支援・要介護認定者数、認定率とも令和3年までは微増していましたが、令和4年以降は微減しており、令和5年は2,772人となっています。
- 認定率は緩やかに上昇しており、令和3・4年は20.9%、令和5年は21.0%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移と認定率(各年9月末現在)】



※認定率は高齢者数に占める第1・2号要支援・要介護認定者数の割合
(介護保険事業状況報告より)

(4) 介護保険サービス利用者数の推移

- 月平均介護保険サービス利用者数は各年度2,400人前後で推移し、令和3年度以降は2,400人を下回り、令和4年度は2,380人となっています。
- 居宅介護サービス利用者は各年度で1,400~1,500人程度、地域密着型サービス利用者は各年度370人前後、施設介護サービス利用者は各年度550人前後となっています。受給率は86%前後で推移しており、令和4年度は86.0%となっています。

【月平均介護保険サービス利用者数の推移(各年度累計)】

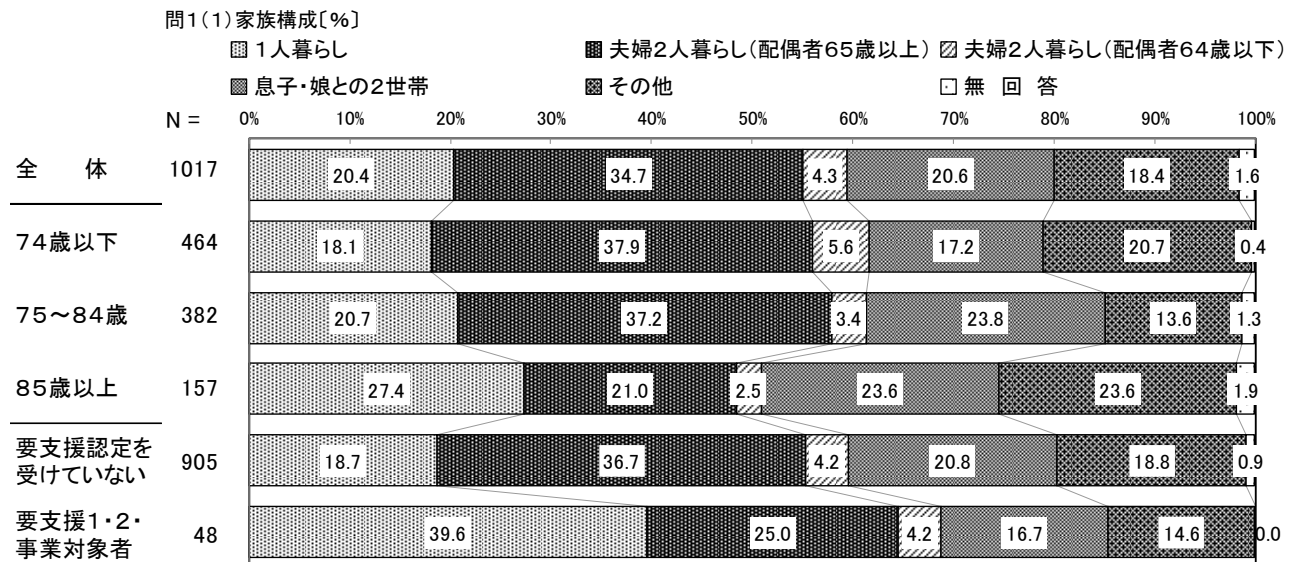
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護サービス	1,492人	1,435人	1,461人	1,513人	1,482人	1,476人
地域密着型サービス	331人	407人	393人	391人	367人	359人
施設介護サービス	557人	551人	560人	542人	549人	545人
合計	2,380人	2,393人	2,414人	2,446人	2,398人	2,380人
受給率	87.8%	86.5%	86.4%	86.7%	85.6%	86.0%
認定者数	2,710人	2,766人	2,793人	2,822人	2,800人	2,768人

(介護保険事業状況報告より)

2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

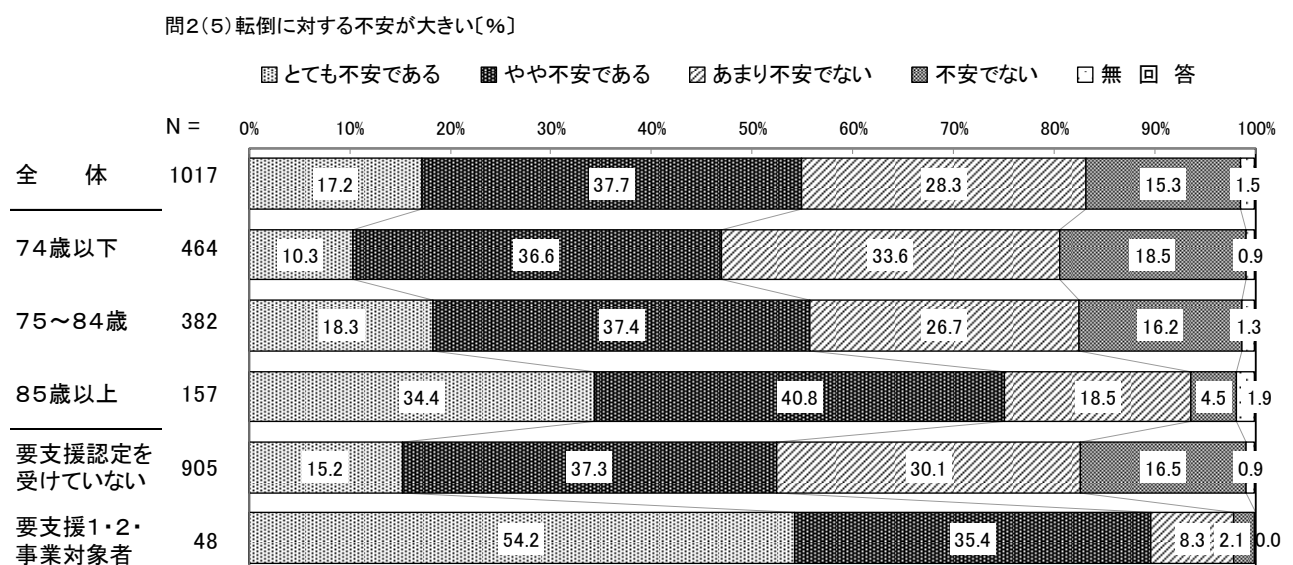
(1) 高齢者の家族・生活の状況

- 世帯構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が34.7%で最も多く、「息子・娘との2世帯」が20.6%、「1人暮らし」が20.4%、「その他」が18.4%と続いています。



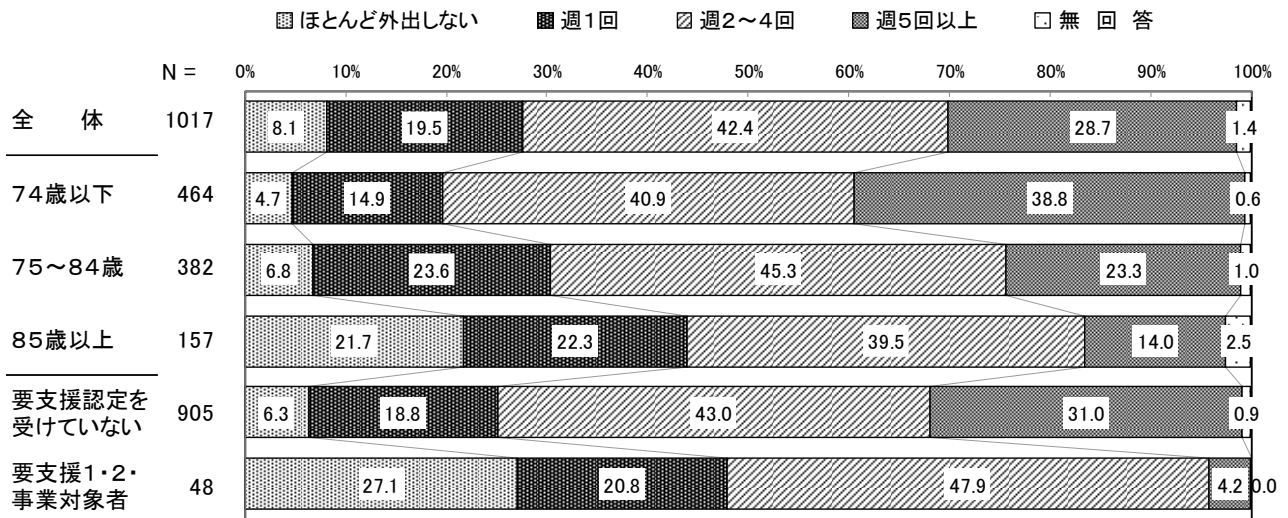
(2) 日常生活動作や外出のこと

- 転倒に対する不安は、『不安である(「とても不安である」と「やや不安である」の合計)』が54.9%、『不安でない(「不安でない」と「あまり不安でない」の合計)』が43.6%です。



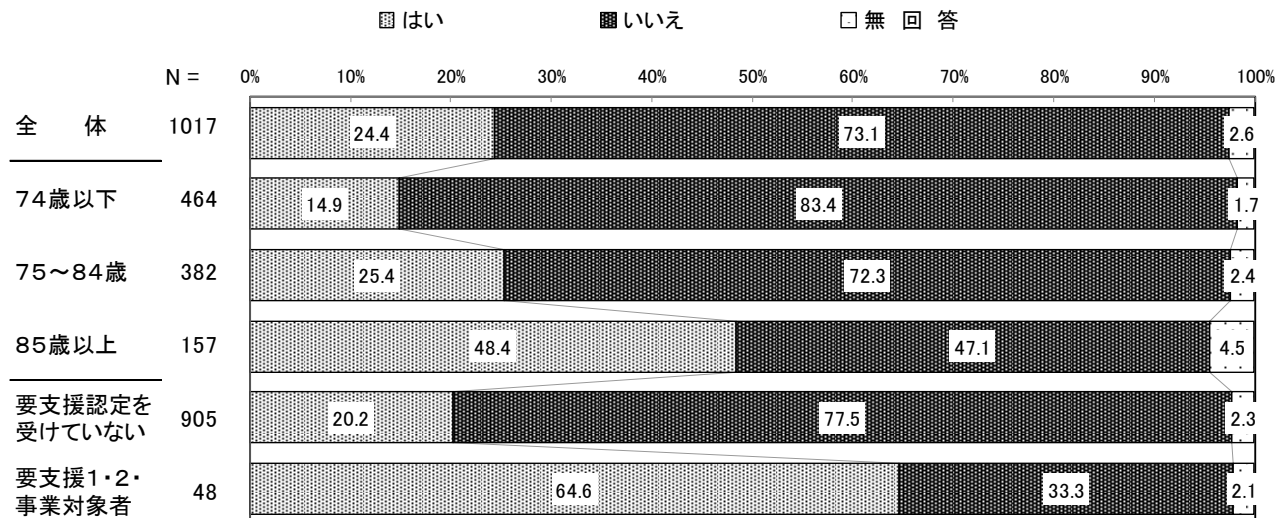
- 外出状況は「週2～4回」が42.4%、「週5回以上」も28.7%と多くみられる一方、「週1回」が19.5%、「ほとんど外出しない」が8.1%回答されています。

問2(6)週に1回以上は外出している[%]

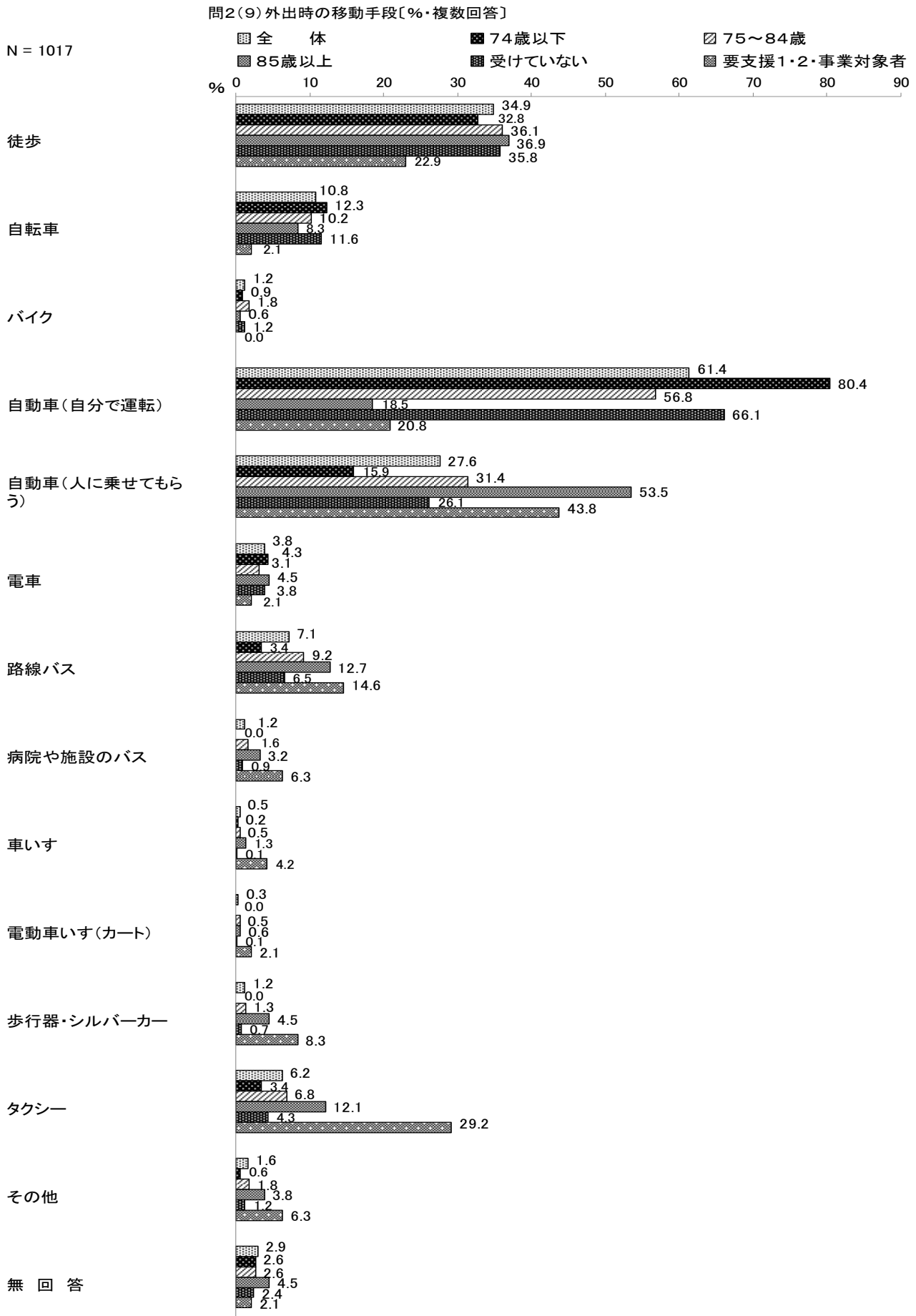


- 外出を控えている人は24.4%で、前回調査より6.7ポイント少なくなっています。

問2(8)外出を控えている[%]



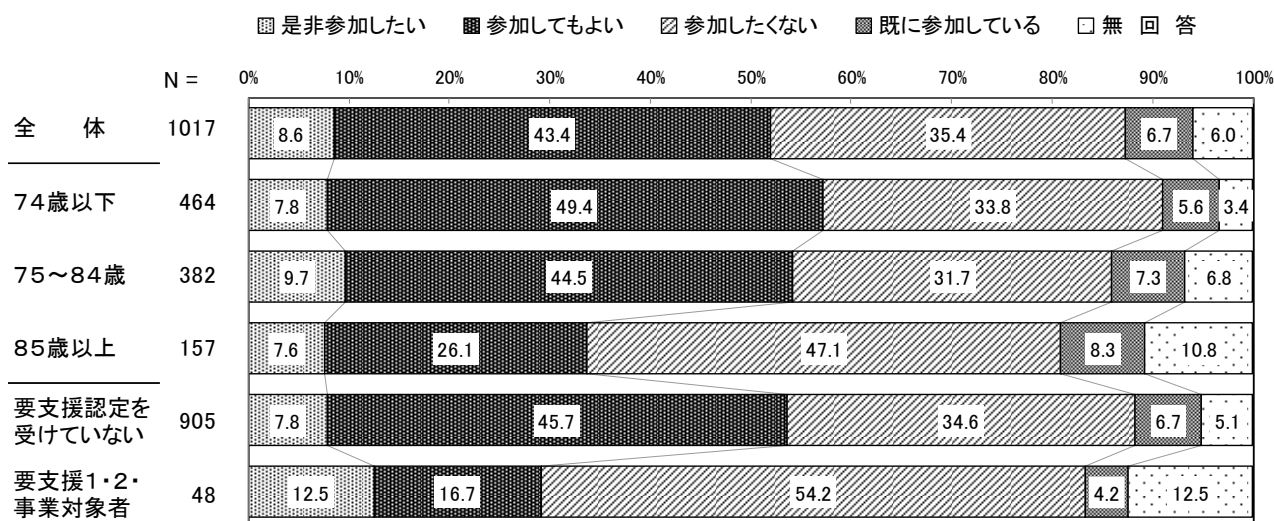
●外出手段は、「自動車（自分で運転）」が61.4%と多く、「徒歩」が34.9%、「自動車（人に乗せてもらう）」が27.6%、「自転車」が10.8%と続いています。



(3)地域での活動・助け合い

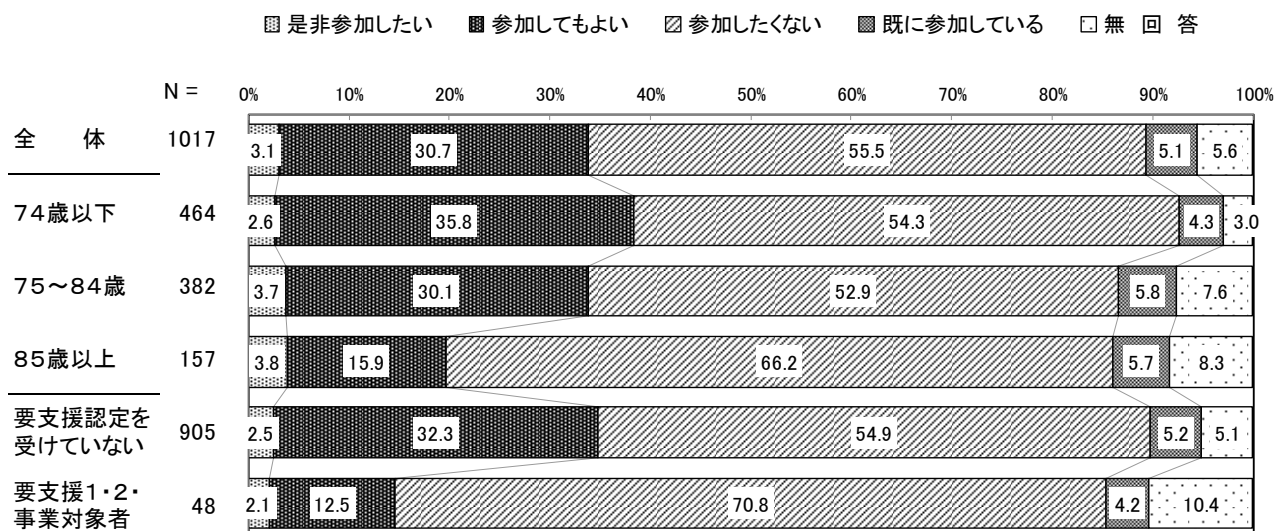
- 住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は、『参加したい（「是非参加したい」と「参加してもよい」の計）』が52.0%（前回調査54.5%）ですが、前回調査よりやや少なくなっています。

問5(2)地域のグループ活動の参加意向[%]

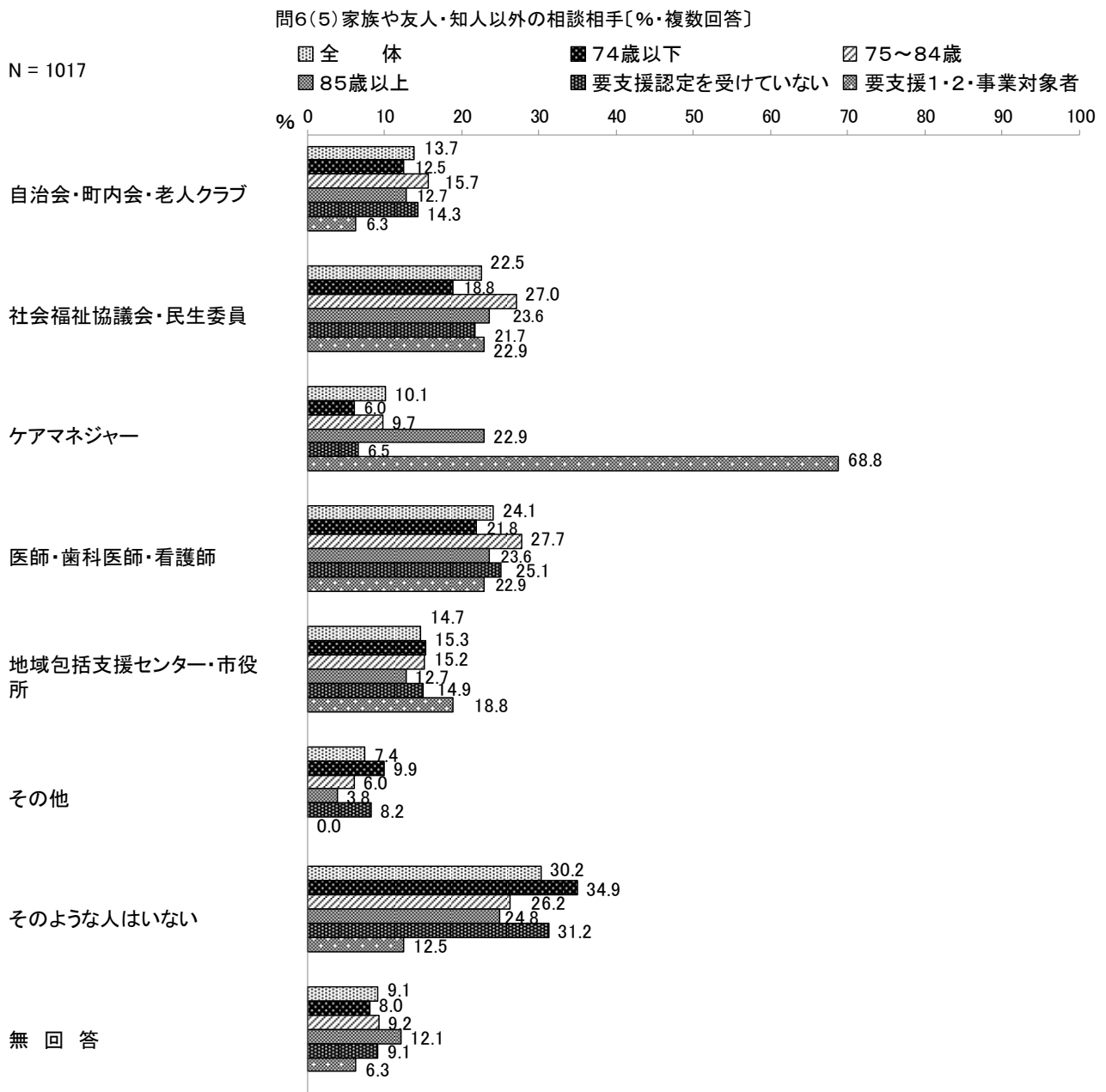


- 住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営（お世話役）としての協力については、『参加したい（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）』は33.8%（前回調査33.4%）と前回調査とほぼ同程度となっています。

問5(3)地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]

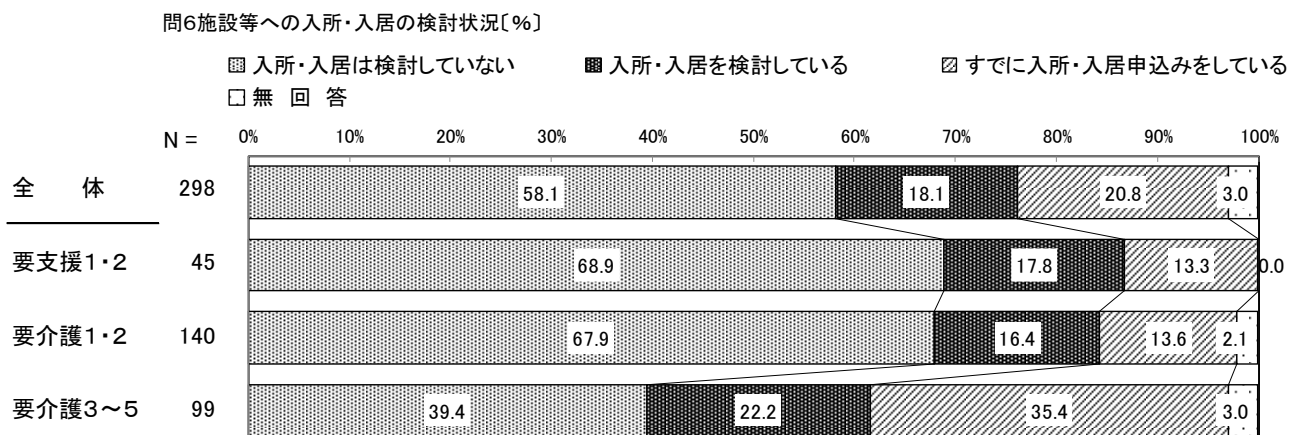


●家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「そのような人はいない」が30.2%と多く、「医師・歯科医師・看護師」が24.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が22.5%と続いています。



3. 在宅介護実態調査から

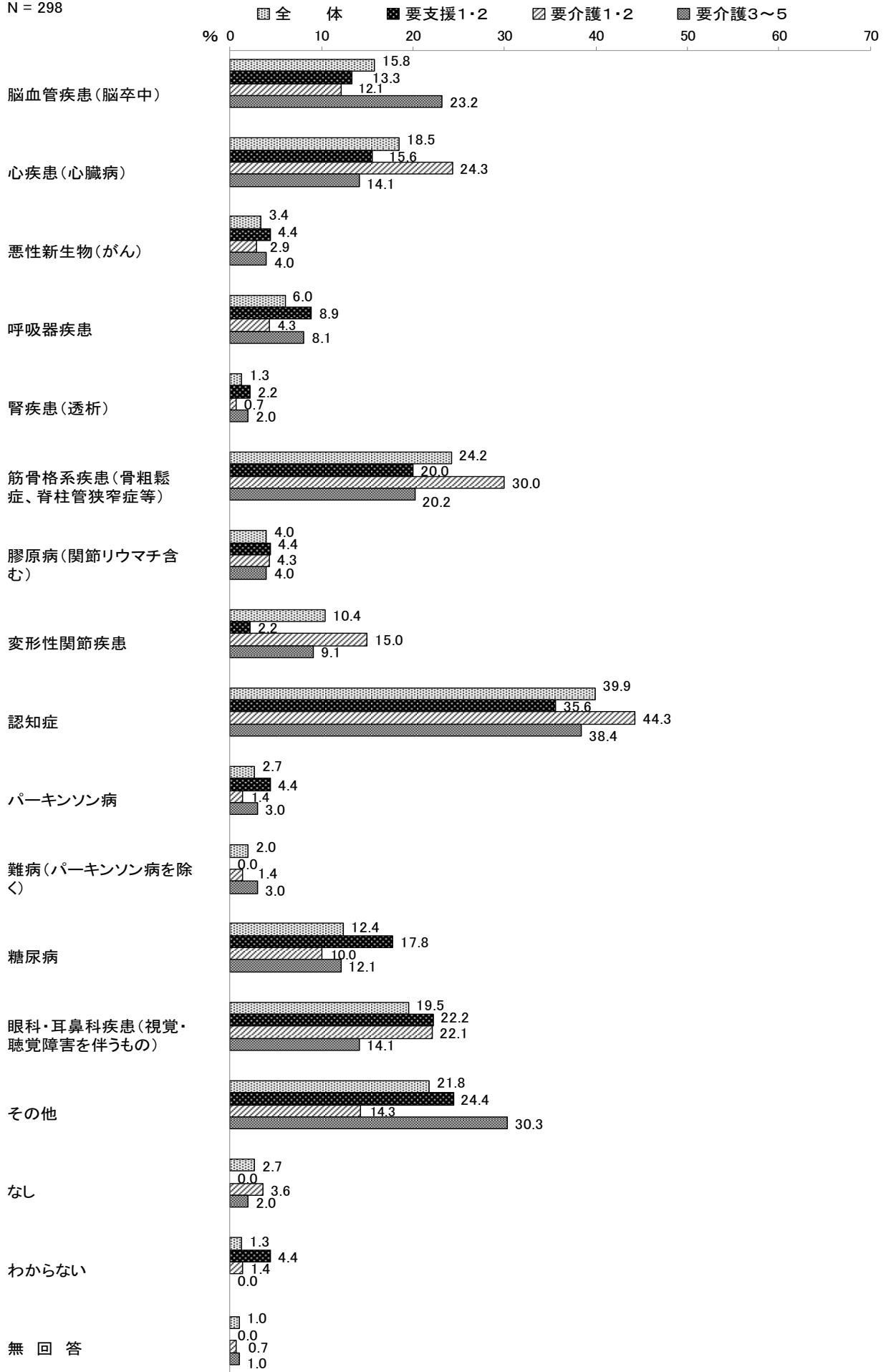
- 「入所・入居は検討していない」が58.1%（前回57.1%）と多く、「すでに入所・入居申込みをしている」が20.8%（前回19.5%）、「入所・入居を検討している」が18.1%（前回17.3%）となっています。
- 要介護度別では、要介護3～5で「入所・入居を検討している」が22.2%、「すでに入所・入居の申込みをしている」が35.4%となっています。



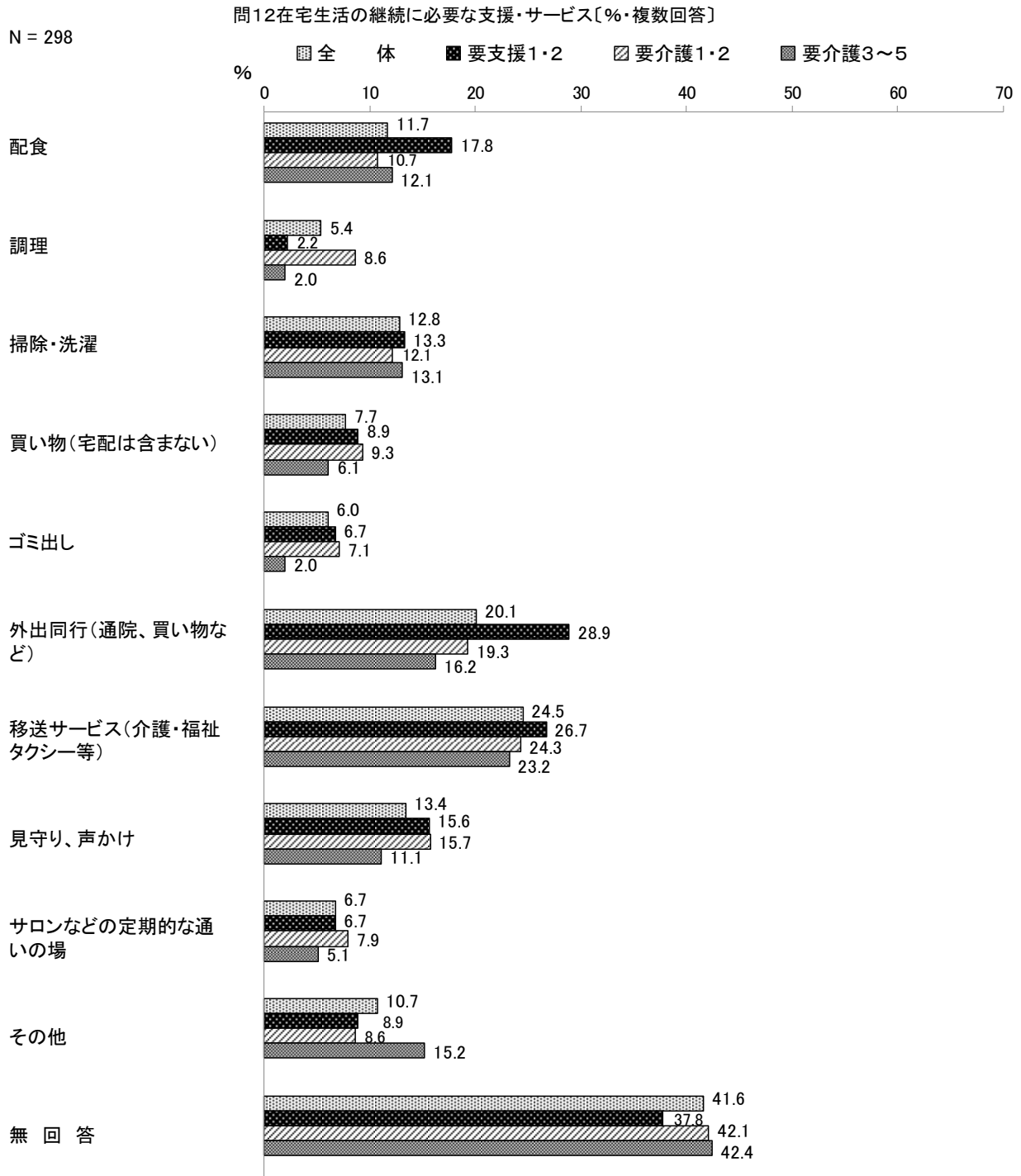
- 現在抱えている傷病では、「認知症」が39.9%（前回39.5%）と多く、「筋骨格系疾患（骨粗鬆症、脊柱管狭窄症等）」が24.2%（前回22.5%）、「その他」が21.8%（前回20.4%）、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が19.5%（前回22.2%）、「心疾患（心臓病）」が18.5%（前回13.4%）、「脳血管疾患（脳卒中）」が15.8%（前回17.6%）となっています。
- 要介護度別では、要介護3～5で「その他」が30.3%、「脳血管疾患（脳卒中）」が23.2%回答されています。

N = 298

問7現在抱えている傷病[%・複数回答]

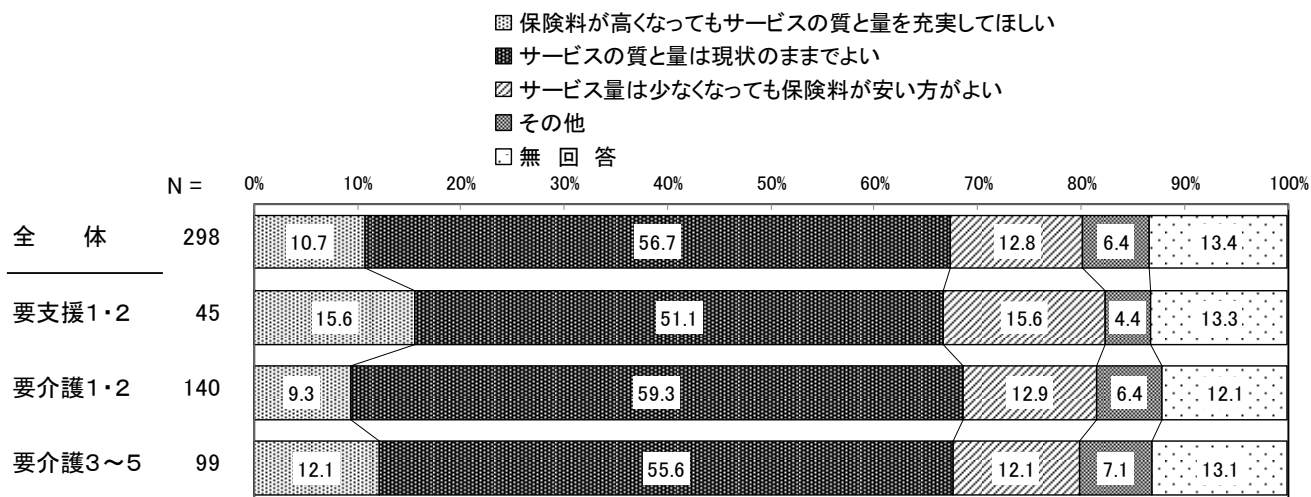


●在宅生活に必要なサービスは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が24.5% (前回21.0%)、「外出同行(通院、買い物など)」が20.1% (前回20.7%)、「見守り、声かけ」が13.4% (前回17.6%)、「掃除・洗濯」が12.8% (前回10.0%)、「配食」が11.7% (前回11.9%)となっています。



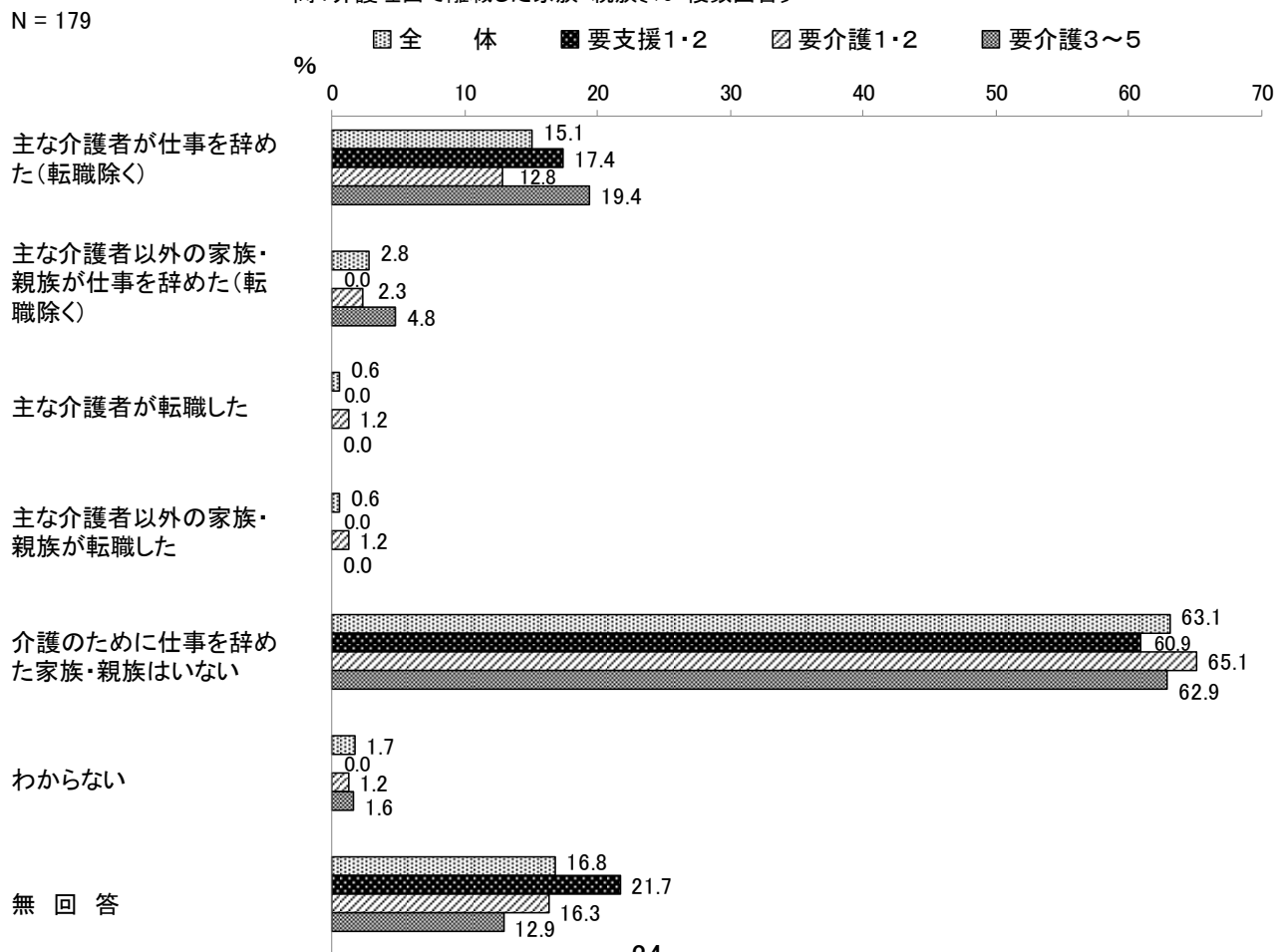
●介護保険サービスと介護保険料は「サービスの質と量は現状のままでよい」が56.7%（前回62.0%）と多く、「サービスの量は少なくなっても保険料が安い方がよい」が12.8%（前回9.4%）、「保険料が高くなってもサービスの質と量を充実してほしい」が10.7%（前回14.6%）となっています。

問13 介護保険サービスと介護保険料に対する希望〔%〕



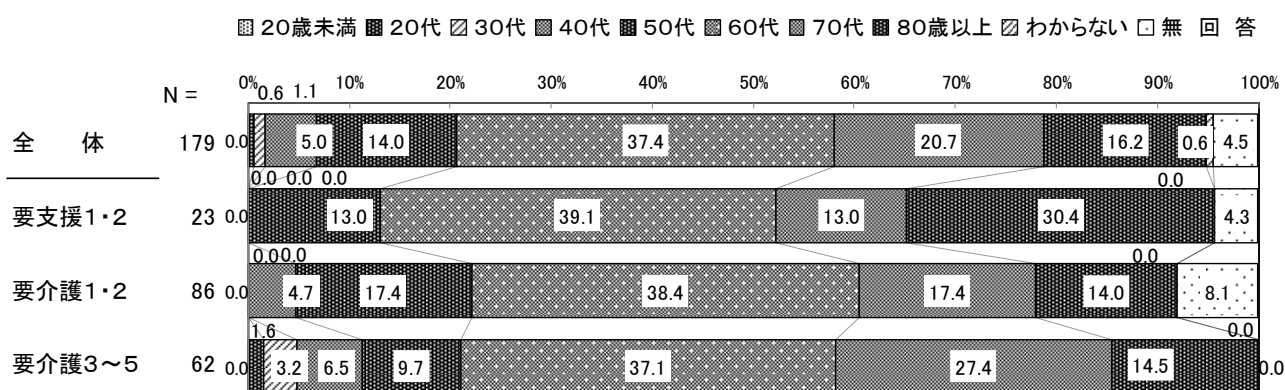
●ご家族やご親族の中で、高齢者の介護を主な理由に、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.1%と多いものの、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」も15.1%となっています。

問1 介護理由で離職した家族・親族〔%・複数回答〕



- 主な介護者の方の年齢は、「60代」が37.4%と多く、「70代」が20.7%、「80歳以上」が16.2%、「50代」が14.0%と続いています。

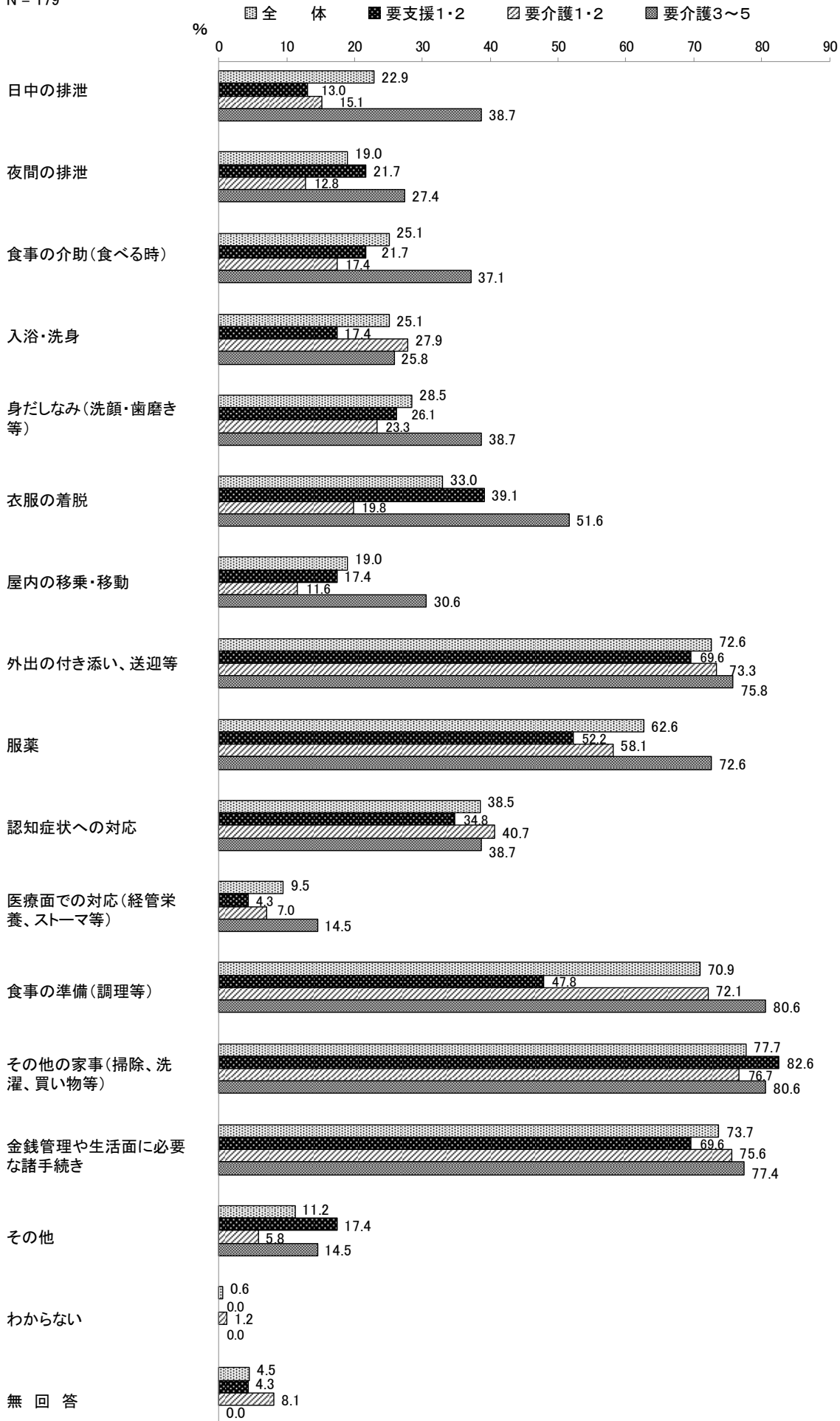
問4主な介護者の年齢[%]



- 介護者が行っている介護は「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が77.7%（前回78.5%）と多く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が73.7%（前回76.3%）、「外出の付き添い、送迎等」が72.6%（前回68.9%）、「食事の準備（調理等）」が70.9%（前回81.9%）、「服薬」が62.6%（前回67.2%）と続いています。「食事の準備（調理等）」は前回より11.0ポイント少なくなっています。
- 要介護度別では、要介護3～5で「食事の準備（調理等）」が80.6%、「服薬」が72.6%回答されています。

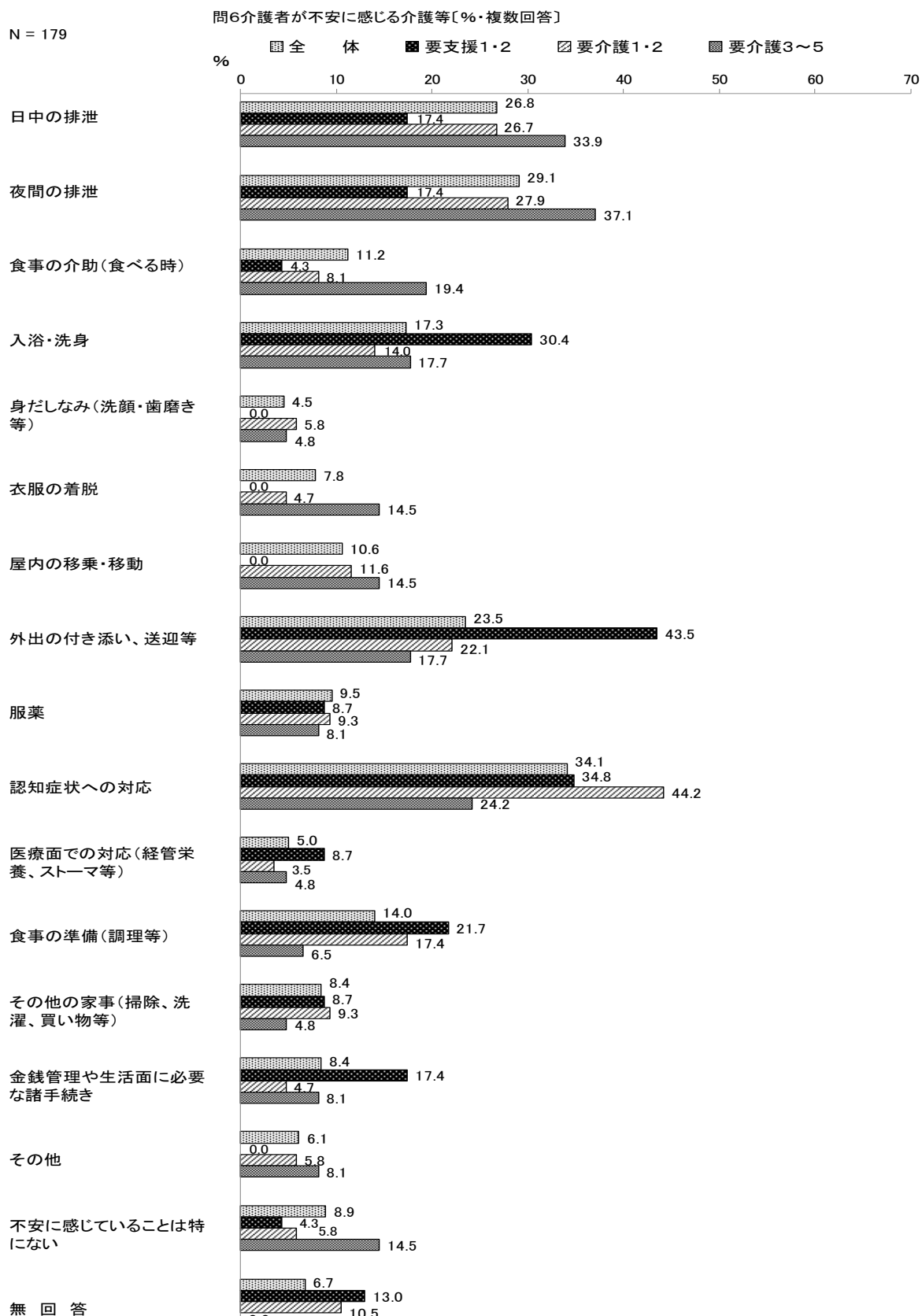
問5主な介護者が行っている介護等[%・複数回答]

N = 179



●介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」が34.1%（前回37.3%）と多く、「夜間の排泄」が29.1%（前回31.1%）、「日中の排泄」が26.8%（前回24.9%）、「外出の付き添い、送迎等」が23.5%（前回20.3%）となっています。

●要介護度別では、要介護3～5で「夜間の排泄」が37.1%、「日中の排泄」が33.9%回答されています。



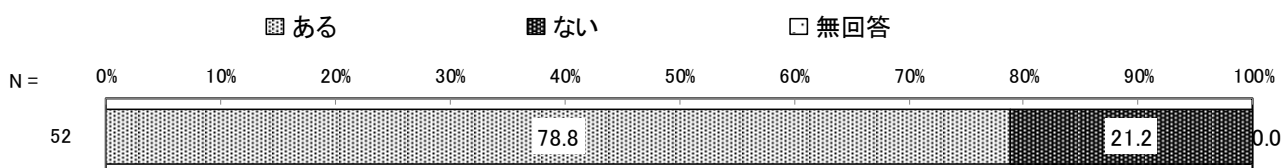
4. 介護支援専門員(ケアマネジャー)調査結果から

- 回答のあった居宅介護支援事業所の介護支援専門員の実務年数とケアプラン担当数などは以下のとおりです。

介護支援専門員としての実務経験	平均 8年8か月
ケアプラン作成している利用者	平均 要介護 27.9人／要支援 6.9人
利用者1人あたりの月平均訪問回数	1回未満…3.8% 1回…75.0% 2～3回…21.2%

- 介護予防事業や包括的支援事業について、申請者や相談者に参加を勧めたことが「ある」は78.8%と大半を占めています。

問8 介護予防事業への参加勧奨[%]



- 現在、不足していると思うサービスについて、61.5%（52人中32人）が回答しており、短期入所生活介護が60.5%、訪問介護が28.9%、訪問リハビリテーションが18.4%と続いています。

問10 現在、不足していると思うサービス

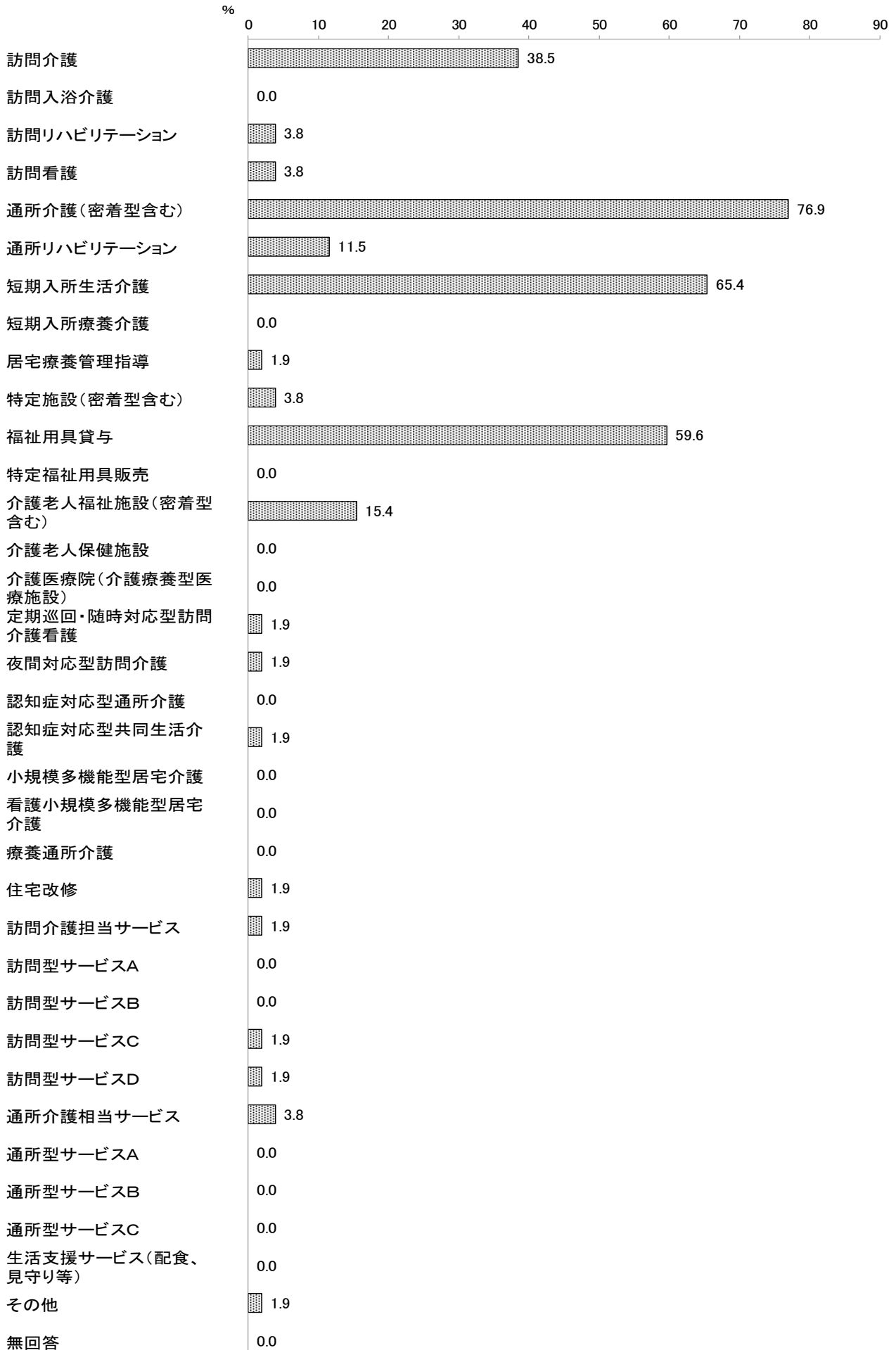
サービスの種類	回答数	割合	備考
訪問介護	11	28.9%	
訪問リハビリテーション	7	18.4%	
通所リハビリテーション	3	7.9%	
短期入所生活介護	23	60.5%	
外出支援サービス	5	13.2%	
訪問看護	2	5.3%	
看護小規模多機能型居宅介護	2	5.3%	
通所介護	2	5.3%	
配食サービス	3	7.9%	
特別養護老人ホーム	2	5.3%	
夜間対応型訪問介護	2	5.3%	
その他	8	21.1%	認知症対応型共同生活介護 介護医療院 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護など

※回答者は32人ですが、複数回答があるため割合の合計は100.0%になりません。

- 利用者や家族から利用希望が高い介護サービスとしては、「通所介護（密着型含む）」が76.9%と多く、「短期入所生活介護」が65.4%、「福祉用具貸与」が59.6%、「訪問介護」が38.5%、「介護老人福祉施設（密着型含む）」が15.4%と続いています。

問9 利用者や家族から利用希望が高い介護サービス等[%・複数回答]

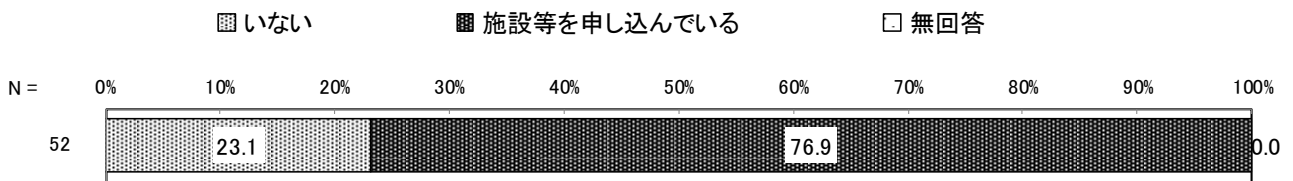
N = 52



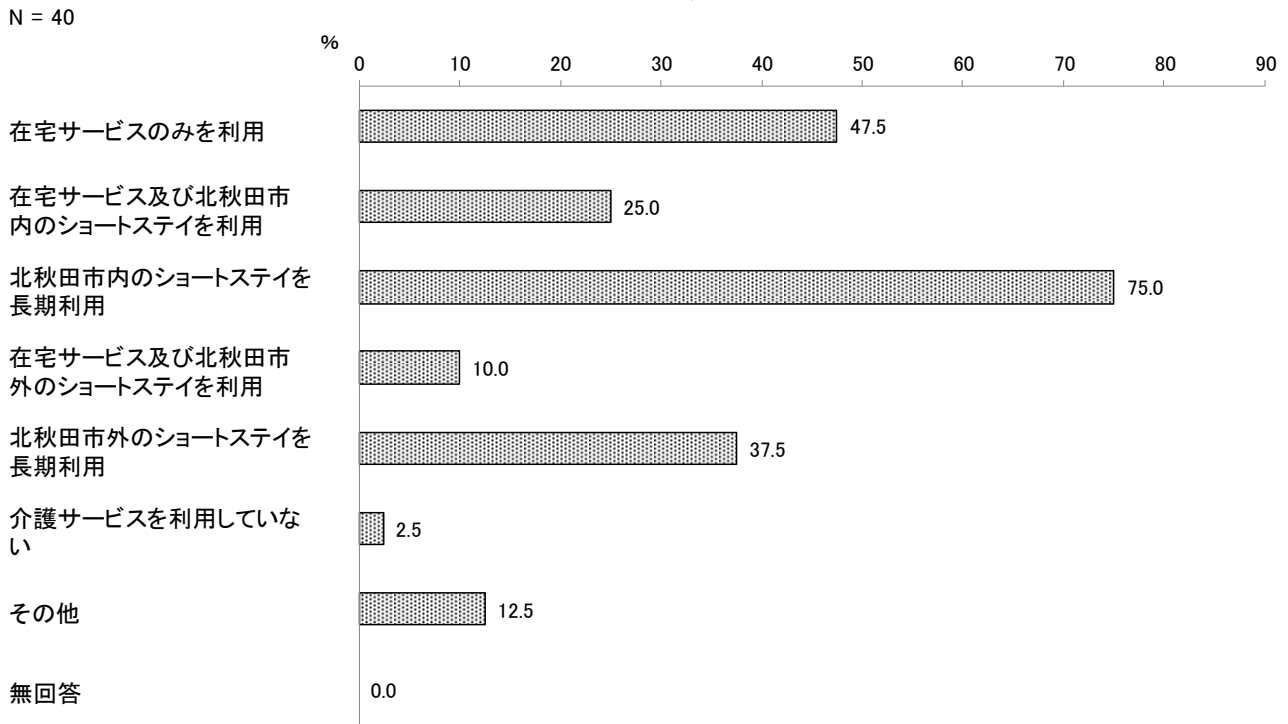
●担当している利用者の中で、施設等に申込みし、空きの関係等により在宅利用やショートステイ利用で繋いでいる方は76.9%と多く、「いない」は23.1%となっています。

●施設待機者が利用しているサービスは「北秋田市内のショートステイを長期利用」が75.0%と多く、「在宅サービスのみを利用」が47.5%、「北秋田市外のショートステイを長期利用」が37.5%、「在宅サービス及び北秋田市内のショートステイを利用」が25.0%みられます。

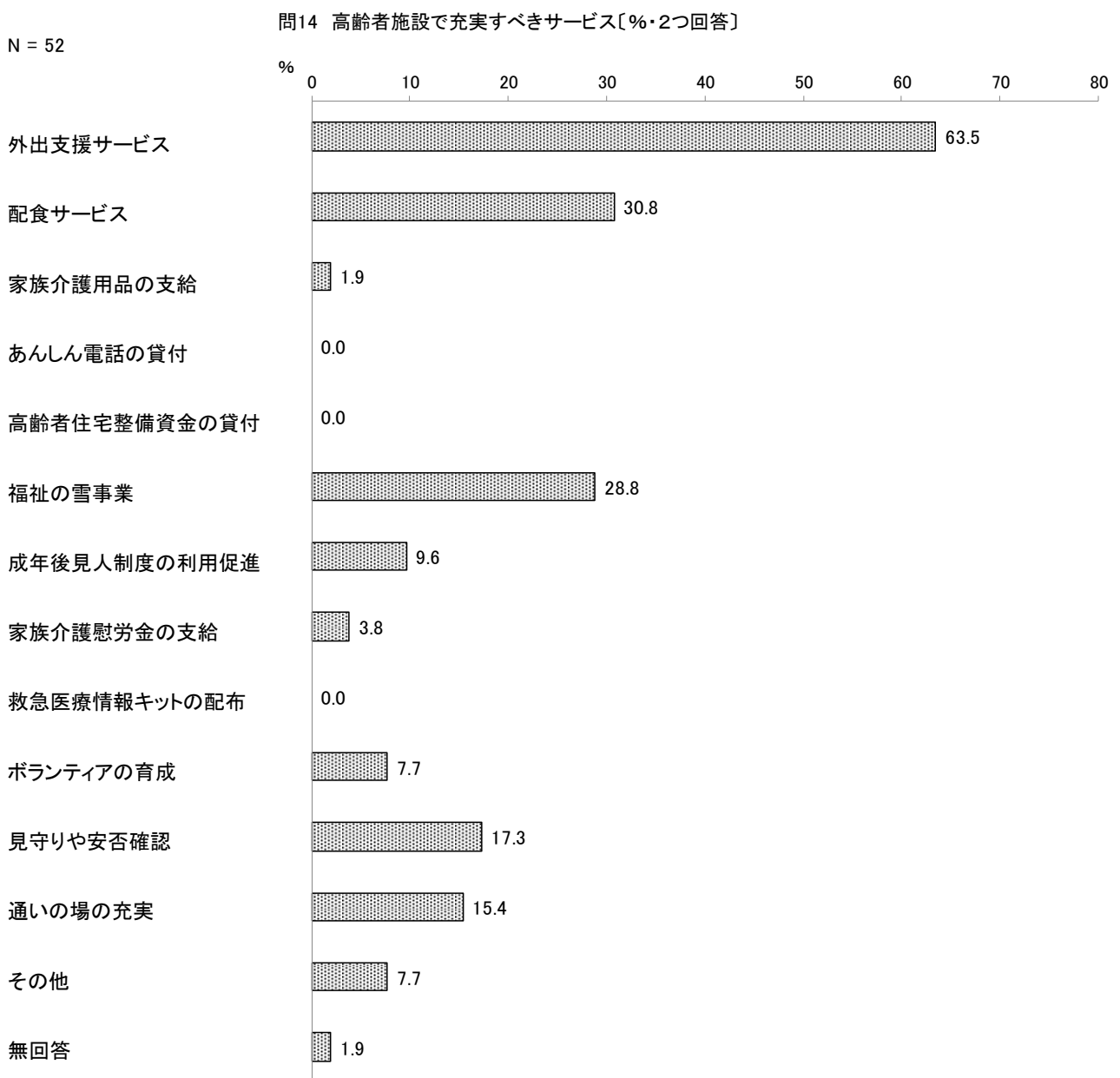
問11 施設等への入所希望者で在宅サービス等で繋いでいる人[%]



問12 現在利用しているサービス[%・複数回答]



● 充実すべきだと思う高齢者施策としては、「外出支援サービス」が 63.5%と多く、次いで、「配食サービス」は 30.8%、「福祉の雪事業」は 28.8%、「見守りや安否確認」は 17.3%と続いています。



5. 本計画の重点的に取り組む課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、相談支援体制の充実を図るため、地域で支える専門職（「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」）の連携を図り、認知症や権利擁護への対応も含め包括的にケアする環境づくりが重要です。これまでに増して、地域包括支援センターの業務負担が増加するため、業務負担軽減と質の確保が必要です。
- 認知症のある人の増加を見据え、令和5年に成立した共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人の基本的人権を尊重し尊厳のある暮らしができるように認知症施策をさらに推進していくことが課題です。
- 認知症の増加に伴い、虐待が疑われるケースが増加しているため、虐待防止策の推進が必要です。
- 家族等介護者に支援施策を周知しており、今後も介護者の不安軽減につながる相談支援や情報提供などが必要です。

課題

- 圏域ごとで相談する体制の充実と潜在的な困り事を把握して包括的に支援する体制の充実
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保
- 高齢者虐待防止対策の推進
- 認知症施策の総合的推進とチームオレンジの推進
- 家族への支援施策の周知

(2) 自立支援・重度化防止を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 自立支援と重度化防止を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、フレイル予防や保健事業と介護予防の一体的実施の推進と高齢者の活動支援と参加促進が重要です。
- ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、日中に自宅で一人になる高齢者等の見守り支援や住民主体の通いの場の活動・担い手支援等に継続して取り組んでいくことが必要です。

課題

- 地域で把握した生活課題について解決に向けた協議と見守り活動等の実施
- 運動・フレイル予防などの介護予防の実施と地域の担い手の育成
- 高齢者の活動の場づくりと高齢者が支え合う仕組みづくり

(3)安心・安全で快適な生活の確保

- 高齢者をはじめとして、誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境づくりを進め、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。
- 高齢者の外出支援、緊急時のみならず普段から災害や犯罪等の危険から高齢者を守るための危機管理の充実も求められています。

課題

- 災害予防対策・感染症対策についての啓発
- 災害時要配慮者名簿の適切な運用
- 高齢者に対応した福祉避難所の運用
- 市域が広く公共交通機関が限られる本市における特に通院時の移動手段の確保
- 学校教育や地域における福祉教育の推進

(4)介護保険サービスの充実に向けた取組

- 利用者が住み慣れた地域で安心して質の高いサービスを受けられるよう、介護人材の確保と育成が強く求められています。
- 介護給付の適正化と介護保険制度適正利用の推進に向けた運用が求められています。

課題

- 介護人材の確保支援と研修事業の実施
- 介護保険料の未納・滞納対策
- 苦情処理体制の充実と情報収集
- 給付適正化事業の推進

第3章 高齢者福祉施策・介護保険事業の総合的推進

基本目標1)介護保険サービスの充実・強化

(1)介護給付の適正化

①要介護認定の適正化

- 適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の内容について、点検を行います。

実施計画

申請に係る調査票及び主治医意見書全件の点検を行います。

②ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査

- 利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、不適切又は不要なサービスを防止するため、必要性や利用状況等の点検を行います。

実施計画

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、費用対効果が期待される帳票について重点的に点検等を行います。

③医療情報との突合・縦覧点検

- 請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求を把握するため、国民健康保健団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況を点検するほか、医療保険情報との突合及び点検を行います。

実施計画

対象データ全件の突合及び点検を行います。

(2)地域包括支援ネットワークの強化

①地域の関係機関との連携強化

- 市及び地域包括支援センターが中心となって、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、各居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)からの相談や事業者への情報提供等を行う体系ができてきました。
- 引き続き、包括的支援事業実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどが有機的に連携することができる地域包括支援ネットワークを維持していきます。

②情報提供・相談・研修

- 利用者からの苦情対応、利用者・事業者・介護支援専門員からの相談への対応や情報提供に努めます。
- 介護支援専門員を対象とした研修会を継続して行い、ケアプランがより充実するよう支援していきます。

③自立支援型地域ケア会議を活かしたケアマネジメントの取組

- 地域において、地域包括支援センター職員、介護支援専門員が適切なケアマネジメントが実施できるように、自立支援型ケア会議を通じてケアマネジメント支援を行います。
- 地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催していきます。

(3)介護人材の確保・育成

①介護人材の確保（介護職員初任者研修事業）

- 市内高校生の地元就職支援及び介護職員不足解消を目的として、高等学校の夏季休業期間を利用し、介護職員初任者研修を実施しており、今後も積極的に実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
受講者数	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	8人	4人	8人			
うち修了者数	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	8人	3人	8人			
うち就職者数(介護関連)	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	4人	2人	4人			

- 介護人材を確保・育成する取組に加え、オンライン申請システムの活用や、職場環境等の改善に向けた研修や改善事例の共有、介護ロボットやICTの活用事例の周知など、介護現場の生産性向上の取組を推進します。

(4)介護保険サービス事業所の配置と整備計画

①既存事業所の配置

【サービス区分別の地区別事業所配置状況(箇所数・定員)】

区分	鷹巣地区		合川地区		森吉地区		阿仁地区		計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
訪問介護	4		1		-		1		6	
訪問入浴介護	2		-		-		-		2	
訪問看護	1		2		1		-		4	
訪問リハビリテーション	-		-		-		-		0	
通所介護	6	170	1	30	1	35	-	-	8	235
地域密着型通所介護	2	20	-	-	1	10	2	28	5	58
通所リハビリテーション	1	20	-	-	1	25	-	-	2	45
短期入所生活介護	5 1	92 空床 利用	2	50	1	13	1	10	9 1	165 空床 利用
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	-	-	-	-	1	空床 利用	-	-	1	空床 利用
特定施設入居者 生活介護	-	-	-	-	-	-	1	50	1	50
福祉用具貸与	2		-		-		-		2	
特定福祉用具販売	2		-		-		-		2	
居宅介護支援	5		2		1		1		9	
夜間対応型訪問介護	-		-		-		-		0	
認知症対応型 通所介護	1	12	-	-	-	-	-	-	1	12
小規模多機能型 居宅介護(登録人員)	1	29	1	24	-	-	-	-	2	53
認知症対応型 共同生活介護	5	62	2	18	1	18	2	18	10	116
地域密着型 特定施設入居者生活 介護	-	-	1	29	-	-	-	-	1	29
地域密着型 介護老人福祉施設入 所者生活介護	1	20	2	49	-	-	-	-	3	69
介護老人福祉施設	2	173	1	50	1	50	1	50	5	323
介護老人保健施設	1	80	-	-	1	100	-	-	2	180
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0

②整備計画

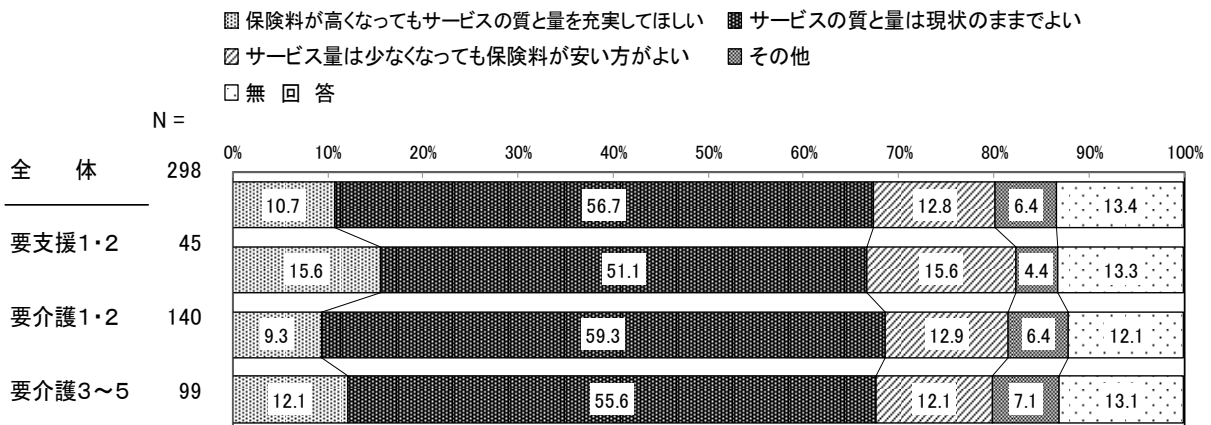
本市の介護保険事業の運営については、平成17年3月の市町村合併以後に策定をした第3期介護保険事業計画より、旧町を1つの日常生活圏域として4圏域を設定しました。（この日常生活圏域の設定については、平成31年4月より3圏域に見直しを図っています。）

これまで「住民意向調査」や「介護支援専門員調査」などの結果に基づいて、不足しているサービスや制度改正によって創設される新サービスのうち、必要最低限のサービスを計画期ごとに状況を見極めて整備を進めてきました。

今回の計画策定にあたり実施した「在宅介護実態調査」や「介護支援専門員調査」では「介護保険サービスの質と量は現状のままでよい」という回答割合が多いこと、施設申込みによる待機者が減少傾向にあること、本市の将来を見据えた中長期的な視点と地域の事情を考慮し、第9期介護保険事業計画期間内は現状施設を維持し、新たな整備は見込まないものとします。

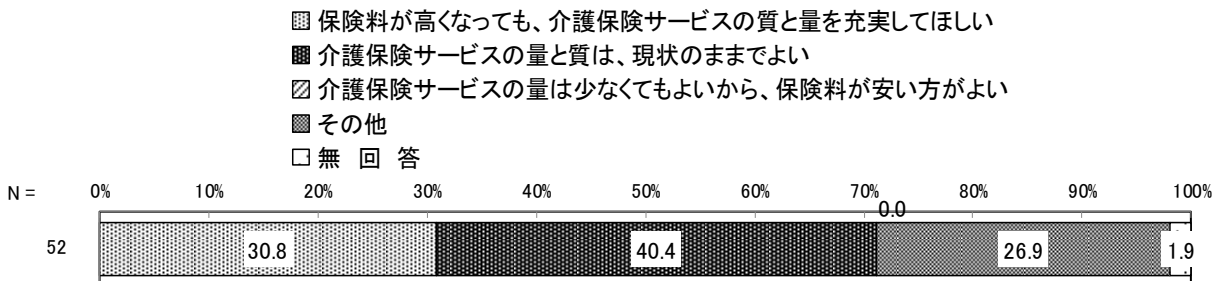
【在宅介護実態調査結果より】

問13 介護保険サービスと介護保険料に対する希望〔%〕

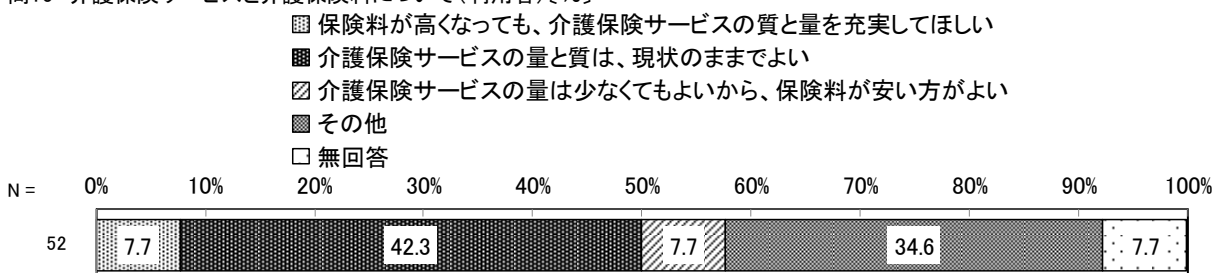


【居宅介護支援専門員調査結果より】

問15 介護保険サービスと介護保険料について(ケアマネジャーの意見)〔%〕



問15 介護保険サービスと介護保険料について(利用者)〔%〕



(5)事業所の指定及び管理・指導

- 居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所については、市が指定・指導監督しており、今後も適正なサービスが提供されるよう指導等を徹底していきます。
- 選定については、これまでも公募・選考による指定を行っており、今後も参入意向等を把握しながら、適正な指定に努めます。

(6)災害・感染症対策に係る体制の整備

- 災害及び感染症発生時において利用者へのサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修や訓練の実施等について、介護事業所等への周知を図り、介護事業所等を安心・安全に利用できる体制づくりに努めます。

基本目標2)地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域包括支援センターの機能強化と地域包括支援体制の充実

①日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置

- 介護保険事業計画では高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるようにするため、日常生活圏域を設定し、圏域ごとの地域包括支援センターの設置数を決定するとともに、地域密着型サービスの必要量を見込むこととされています。
- 北秋田市では、平成31年度から中学校区を基礎単位として、「鷹巣地域」「合川・米内沢地域」「阿仁・前田地域」の3圏域に地域包括支援センターを設置し、民間法人に業務委託してセンター運営を行っています。
- 委託先の地域包括支援センターには毎月の業務実績報告を求め実施状況を確認するほか、定例（月1回）の連絡会の開催による情報交換、対応困難時の支援を随時行うなど、引き続きセンター機能の強化を図っていきます。
- 業務負担軽減と質を確保するため、適切な運営が行われているか年度ごとに業務内容の検収、総括を行うとともに保険者の評価を実施します。



圏域	対象地区	センター名
北部圏域	鷹巣地区全域	北部地域包括支援センター
中部圏域	合川地区全域、米内沢、本城、浦田	中部地域包括支援センター
南部圏域	阿仁地区全域、森吉、根森田、小又、阿仁前田、五味堀、桂瀬	南部地域包括支援センター

②包括的支援体制の構築

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の支援ニーズに対応するために、保健、医療、福祉、第1層協議体、第2層協議体、地域ケア会議を含めて、包括的な支援体制を構築していきます。

(2)包括的支援事業の実施

①介護予防ケアマネジメント事業

- 居宅介護支援事業所へ介護予防支援の指定対象が拡大されたことをうけ、居宅介護支援事業所と連携して介護予防を推進していきます。
- 地域包括支援センター等で行う予防給付に関するケアマネジメントや、介護予防ケアマネジメントと、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うケアマネジメント相互の連携を図っていきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延件数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護予防支援	1,500件	1,500件	1,500件	2,300件	2,300件	2,300件
	1,989件	2,018件	2,380件			
介護予防ケアマネジメント	1,700件	1,700件	1,700件	1,800件	1,800件	1,800件
	1,998件	1,928件	1,800件			

②総合相談支援事業・権利擁護事業

- 3圏域にある地域包括支援センターは高齢者と家族の身近な相談場所として定着し、相談件数は増加しています。
- 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な医療・保健、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。
- 高齢者が地域において尊厳のある生活を安心して送ることができるよう権利擁護支援を行います。

【実施状況及び実施計画(見込値)】※延件数

	実施状況 (上段:見込値・下段:実績)			実施計画(見込値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
総合相談	1,800件 3,892件	1,800件 4,497件	1,800件 3,300件	3,800件	3,800件	3,800件
虐待が疑われるケース	- 41件	- 39件	- 46件	40件	40件	40件
成年後見に関する相談	- 8件	- 1件	- 1件	3件	3件	3件

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備と地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）支援を行うことを目的として関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築、介護支援専門員の資質向上支援のための研修会を開催します。
- 在宅・施設を通じた地域における継続的なケアを実施するために、関係機関との連絡体制の構築や地域の介護支援専門員との連携強化を図ります。
- 地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域を把握して連携・協力体制がとれるよう整備していきます。
- 地域における介護支援専門員のネットワークを活用し、日常的な個別支援・相談、支援困難事例への助言につながる研修の場や連絡調整の機会を提供します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延件数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
相談件数	450件 746件	470件 1,213件	500件 858件	900件	900件	900件

④地域ケア会議の充実

- 地域包括支援センターで個別ケア会議を実施します。
- 自立支援型ケア会議は日常生活行為における課題等の明確化による本人支援、ケアマネジメント向上支援を図ります。これらの会議から把握された生活課題について、推進会議において検討、施策形成に努めるなど、有機的な展開を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
個別ケア会議開催回数	7回	15回	20回	20回	20回	20回
	12回	14回	16回			

⑤高齢者福祉事業運営委員会による評価

- 地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会の意見を取り入れ、よりよい運営体制づくりを目指します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
運営委員会開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	2回	2回	4回			

(3)在宅医療・介護連携の推進

- 後期高齢者は、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。
- こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するため、医療介護連携が重要となっています。
- 医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取組を推進します。
- 地域の在宅医療を担う医師の確保のため、医師の新規開業や後継者育成、既存の医療提供の継続に向けた支援を行うなど、在宅医療・介護の基盤づくりを推進します。

(4)認知症支援施策の総合的推進

①認知症に関する普及啓発と支援体制の構築

- 今後更なる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症の正しい知識の普及と理解を図るとともに、認知症の人の基本的人権を尊重し尊厳のある暮らしができるように相談先の周知や認知症支援に関する情報提供を行います。

- 状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応に基づいて認知症高齢者本人やその家族を包括的・継続的に支援できる体制の確立を目指します。
- 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるとともに、その需要も増加することが見込まれることから、支援体制の構築を図ります。
- 認知症などで支援が必要な高齢者が地域での生活を継続し、介護する家族等の負担軽減を図るため、徘徊高齢者対策を実施します。

②認知症サポーター養成講座

- 認知症は誰でもなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識と理解で認知症の本人とその家族だけではなく、誰もが認知症とともに生きていくことができるように広く普及・啓発します。
- サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識と理解のある地域や職場には、認知症サポーターステッカーを配布し、更なる普及・啓発を図ります。
(希望事業者)
- 認知症サポーターがさらにステップアップ講座を受講し、チームオレンジの一員となって本人、家族のニーズに合わせた支援活動を推進します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
開催回数	10回	15回	20回	10回	10回	10回
	12回	11回	5回			
参加者数	200人	300人	400人	200人	200人	200人
	195人	163人	300人			
ステップアップ講座開催 参加者数	74人	17人	20人	15人	15人	15人

③認知症ケアパスの普及

- 認知症に関する基本的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法が明確に伝わるように、認知症ケアパスを見直し、作成を行います。

④認知症カフェ、チームオレンジ活動の推進

- 認知症の本人や家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担の軽減などを図る認知症カフェを推進します。
- 本人の視点に立った認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援を行います。
- チームオレンジでは、認知症の本人、家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
開催回数	60回	60回	60回	60回	60回	60回
	67回	77回	84回			
参加者数	600人	620人	640人	800人	800人	800人
	657人	790人	900人			

⑤認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

- 認知症地域支援推進員、地域包括支援センターが本人や家族からの相談に応じます。また、対象者の各種活動への参加を支援します。

(5)認知症早期診断・早期対応の支援

①認知症地域支援推進員の取組の充実

- 認知症の本人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活が送られるよう社会参加活動のための体制整備を行います。
- 官民協働による認知症高齢者の支援体制を構築します。

【配置状況及び配置計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
高齢福祉係	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	1人	2人	2人			
地域包括支援センター、 認知症疾患医療センター	3人	3人	3人	4人	4人	4人
	4人	4人	4人			

②認知症初期集中支援チームの運用

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で暮らしが継続できるように、認知症の人やその家族に関わる認知症の専門医や医療介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームが早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
- 認知症初期集中支援チーム検討委員会が、認知症初期集中支援チームの業務評価を実施することで、よりよい支援体制の構築を図ります。

(6)生活支援体制整備事業の推進

①生活支援コーディネーターを中心にした支援ネットワークの充実

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域資源やニーズ、不足するサービスの把握、関係者間のネットワークの構築など、多様なサービス提供主体等と連携しながら推進に努めます。

②協議体を主体にした取組の推進

- 市全域の課題を担う第1層協議体と、日常生活圏域での課題を担う第2層協議体を設置し、地域のニーズや既存の地域資源、情報の把握など、定期的な情報共有を行い、連携及び協働による担い手育成やサービスの創出の推進を図ります。
- 今後も地域ニーズや課題の把握に努め、支え合いの生活課題の抽出により、新たな生活支援等サービスの創出に向けた検討を行います。

(7)高齢者虐待防止・権利擁護支援の推進

①成年後見制度の利用促進

- 認知症等により判断能力が十分ではなく、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者の権利・利益の保護のため、「後見・保佐・補助」の申し立てに必要な費用と成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）への報酬の一部助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。
- 身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、本制度を適切に利用できるよう、市長が支援を行う申し立て制度（成年後見制度利用支援事業）の活用にも努めます。
- あわせて、判断能力が一定程度あるが十分ではない高齢者の福祉サービス等の手続きや日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）の利用についても、社会福祉協議会などの各関係機関と連携して周知を図るとともに、相談支援と制度活用促進に努めます。

- 地域連携ネットワークの中核的役割を担う北秋田市成年後見支援センターを令和5年4月1日に開設しております。

②高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者虐待の防止とその対応、また虐待者となりうる養護者への支援について、地域包括支援センター、関係課・関係機関等との連携により速やかに適切な対応を図ります。
- 養介護施設、高齢者施設等については虐待防止、再発防止対策の推進に努めます。

③高齢者の人権を尊重するまちづくりの推進

- 高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーション※の理念に基づき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。
- そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、心のバリアフリーの普及・啓発、意思疎通支援と情報手段確保に努め、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

※ノーマライゼーション:障がいのある人も障がいのない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

基本目標3)介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進

(1)健康づくりの支援と各種サービスの推進

①疾病予防、健康管理事業

1) 健康手帳の交付

- 主に健康診査会場で健康手帳を交付しており、各種健診や健康相談と普段の健康状態の記録として活用しています。今後も、新規、更新者に発行します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
健康手帳交付数	550 件	560 件	570 件	560 件	570 件	580 件
	654 件	509 件	550 件			

2) 健康教育

- 特定健診、一般健診、骨粗鬆症・歯周疾患検診等の受診者への事後指導や医師、歯科医師によるすこやか健康講座の開催、自分測定日等市民対象の健康教育を実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
開催回数	515 回	520 回	530 回	550 回	560 回	570 回
	473 回	533 回	550 回			
延参加者数	6,800 人	6,900 人	7,000 人	3,350 人	3,400 人	3,450 人
	3,204 人	3,193 人	3,300 人			

3) 健康相談

- 各地区での運動教室や各種教室とあわせて健康相談を実施しています。各地区フレイル予防教室では、閉じこもりがちな冬の時期にあわせているため、参加者同士の交流の場になっています。気軽に相談できる場として定着しており、今後も継続していきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
開催回数	140 回	150 回	160 回	100 回	105 回	110 回
	95 回	92 回	100 回			
延参加者数	1,600 人	1,700 人	1,800 人	900 人	930 人	950 人
	883 人	829 人	850 人			

②各種健診

1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査・一般健康診査等

- 40～74歳の国保加入者に特定健診、後期高齢者医療制度加入者に後期高齢者健診を実施しています。
- 令和元年度より国保加入者は特定健診受診可能な医療機関が県内医療機関と拡大になりました。特定健診受診率向上事業として、国保年金係より、健診未受診者宛に秋の追加健診や個別医療機関健診の受診に合わせはがきを送付し受診者へ勧奨を行っています。
- 後期高齢者医療制度加入者には、令和元年度から高齢者歯科口腔検診を実施しています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※受診者数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
特定健診	1,700人	1,750人	1,800人	2,030人	2,030人	2,030人
	1,987人	1,848人	2,000人			
後期高齢者健診	1,150人	1,200人	1,250人	1,300人	1,350人	1,400人
	1,031人	1,128人	1,200人			
一般健診	15人	20人	25人	50人	50人	50人
	14人	27人	30人			
さわやか健診	60人	65人	70人	60人	60人	60人
	53人	48人	55人			
肝炎ウイルス検診	20人	25人	30人	25人	25人	25人
	16人	14人	20人			
骨粗鬆症検診	310人	320人	330人	260人	260人	260人
	245人	219人	250人			
歯周疾患検診	20人	30人	40人	30人	30人	30人
	17人	19人	25人			
後期高齢者歯科口腔 検診	20人	30人	40人	50人	50人	50人
	15人	22人	40人			

2) がん検診

- 肺がん等検診、胃がん検診、大腸がん検診は40歳以上を対象に、前立腺がん検診は50歳以上の男性に、集団・市民ドックの方法で実施しています。
- 子宮頸がん、婦人科超音波検診は20～39歳までは年に1回、40歳以上は偶数年齢の女性を対象に実施しています。
- 乳がん検診は40歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施しており、子宮がん・乳がん検診は集団・個別・市民ドックの3つの方法で実施しています。

- 令和3年度より対策型胃内視鏡検査（年度末年齢 50 歳代の偶数年齢の無料年齢対象者）を実施しています。バリウムでの胃がん検診を北秋田市民病院で実施しています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※受診者数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
胃がん検診	1,550 人	1,570 人	1,600 人	1,450 人	1,450 人	1,450 人
	1,405 人	1,401 人	1,430 人			
大腸がん検診	2,900 人	2,950 人	3,000 人	2,800 人	2,800 人	2,800 人
	2,716 人	2,652 人	2,750 人			
肺がん等検診	2,800 人	2,850 人	2,900 人	2,650 人	2,650 人	2,650 人
	2,590 人	2,583 人	2,600 人			
子宮頸がん・婦人科 超音波検診	560 人	580 人	600 人	650 人	650 人	650 人
	597 人	545 人	600 人			
乳がん検診	460 人	480 人	500 人	550 人	550 人	550 人
	492 人	451 人	500 人			
前立腺がん検診	1,040 人	1,050 人	1,060 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	963 人	925 人	950 人			

③保健指導

1) 訪問指導

- 健康増進法において 40 歳以上の市民を対象に、訪問による相談や指導を行っています。健康支援の観点で、疾病予防・健康管理が主な目的です。
- 今後も引き続き、健診や健康相談等と連動して必要に応じ実施していきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
訪問指導日数	230 日	240 日	250 日	70 日	75 日	80 日
	68 日	65 日	70 日			
訪問指導人数	280 人	290 人	300 人	140 人	150 人	160 人
	131 人	133 人	140 人			

2) 特定保健指導

- メタボリックシンドロームに着眼した健診・指導を導入しています。特定保健指導対象者に対して、自らの生活習慣を見直して健康管理ができるように啓発します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※支援対象者数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
積極的支援	20人	20人	20人	5人	10人	15人
	4人	1人	5人			
動機付け支援	70人	70人	70人	30人	35人	40人
	24人	12人	30人			

④感染症予防

- 65歳以上の高齢者等(60歳以上の高リスク者を含む)を対象にした肺炎球菌ワクチン接種料の一部費用の補助を継続して実施します。
- 今後も定期接種に加え、定期接種の対象とならない方及び1回目の接種から5年以上経過し、医師が2回目以降の接種を認めた方への任意接種についても助成を行い(市内医療機関で接種する場合のみ)、肺炎予防に取り組んでいきます。
- インフルエンザワクチンについても、65歳以上高齢者等(60歳以上の高リスク者含む)が県内医療機関で接種する場合、接種料の補助を実施しており、予防接種を奨励しています。
- 新型コロナウイルス感染症予防についてもワクチン接種をすすめ感染予防に取り組んでいきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※被接種者数、受診者数

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
肺炎球菌ワクチン	700人	700人	700人	200人	200人	200人
	351人	182人	200人			
インフルエンザワクチン	8,000人	8,000人	8,000人	7,500人	7,500人	7,500人
	7,360人	7,277人	7,500人			
結核検診	2,800人	2,850人	2,900人	2,600人	2,600人	2,600人
	2,590人	2,583人	2,600人			

(2)健康づくりを支援するサービスの推進

①保健センター事業の充実

- 保健センターでは、今後も地域・各種団体・関係機関との連携を図り、保健センター運営委員会等で、健康づくりを支援していく事業展開について検討し実施していきます。

【運営状況及び運営計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
委員数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	15人	15人	15人			
会議回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	2回	2回	2回			

②心の健康づくり、自殺対策

- 心の健康づくり講演会や心の交流サロンを開催し普及・啓発を図るとともに、臨床心理士による個別相談、保健師の個別訪問（ホッと・あい訪問）を実施しています。
- 心のふれあい相談員の養成を行うとともにネットワーク会議の開催などにより市民の健康づくりを支えるため関係機関と連携して支援できる体制づくりを行っています。
- 心の健康づくり巡回相談「ホッと・あい訪問」を継続し、全市の高齢者の心の健康状態を確認して集いの場づくりを行っていきます。
- 若年層のひきこもり対策、自殺未遂者対策への取組が今後の課題です。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延参加者数

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
対面相談	心の個別相談	12人	12人	12人	12人	12人	12人
		10人	8人	12人			
	ホッと・あい訪問	360人	360人	360人	300人	300人	300人
		238人	246人	300人			
心のふれあい相談員養成		13人	10人	10人	20人	20人	20人
		15人	6人	20人			
普及啓発	心の絆号	30人	30人	30人	20人	20人	20人
		(中止)	20人	20人			
	心の交流サロン	120人	120人	120人	200人	200人	200人
		134人	122人	200人			
	心の健康づくり講演会	200人	200人	200人	200人	200人	200人
104人		83人	200人				

③市民の自主的な健康づくり活動の支援

- 食生活改善推進員は地域でうす味噌好の普及、メタボリックシンドローム等に由来する生活習慣病予防のための食育活動、高齢期における望ましい食事と栄養改善につなげる支援をしています。

- 元気高齢者を目指しての介護予防運動教室が各地区で開催されており、介護予防ボランティアと健康づくり実践グループには、地域の健康づくりのリーダーとして自主的な活動が定着するように支援しています。
- 地区サロンのリーダーや健康づくりボランティア等を対象に、継続して活動を支援していきます。
- 食生活改善推進協議会・結核予防婦人会等の活動支援も継続して行っていきます。

【配置状況及び配置計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
食生活改善推進員	90人	90人	90人	70人	70人	70人
	78人	76人	67人			
結核予防婦人会員	1,700人	1,700人	1,700人	1,410人	1,420人	1,420人
	1,521人	1,395人	1,400人			
健康長寿推進員 ※令和4年度～ フレイル予防サポーター	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	11人	15人	20人			

④「第2期けんこう北秋田21計画」に基づく市民の健康づくり活動の推進

- 「第2期けんこう北秋田21計画(2017年度～2026年度)」に基づき、健康づくり事業を展開しています。
- 肺炎による死亡率を減少させるための健康教育と予防接種勧奨、75歳以上で自分の歯を20本以上保つ「7520運動」の推進と定着を図っています。
- ロコモティブシンドロームの予防に向けて各地区において運動教室を行っていきます。
- 高齢期においては健康寿命の延伸に向けて、積極的に地域・社会との交流を図り、心身の健康づくりに努め、疾病予防・介護予防に取り組むことができるよう事業展開を図っていきます。

⑤感染症対策

- 介護サービスの利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上で特定疾病のあるいずれも感染症の重症化リスクの高い方であることから、介護施設や事業所に対しては感染対策ガイドライン等国からの最新情報をいち早く提供し、施設運営や事業実施での感染対策を図っていきます。
- 感染症発生時においても感染拡大防止を図るための知識習得、体制整備の支援を図っていきます。

- 一般高齢者に対しては、広報掲載、防災ラジオ、ホームページ、チラシ等の配布による新しい生活様式等予防対策の周知を図っていきます。

(3)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 介護保険制度の地域支援事業において、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しています。
- 総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、一般高齢者を含めた全ての高齢者に対して住民運営の通いの場の充実等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

①介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防・生活支援サービス事業では、自立支援を目的とした介護予防ケアマネジメントがあります。
- 多様な生活支援ニーズに応えるため、従来の介護保険における訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、市がニーズに応じた訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスを提供します。

1) 訪問介護相当サービス

- 訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
訪問介護相当 サービス見込量	1,500件	1,500件	1,500件	1,320件	1,320件	1,320件
	1,409件	1,162件	1,196件			

2) 通所介護相当サービス

- デイサービスセンターなどに通い、日常生活動作訓練、入浴、食事などを提供するサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
通所介護相当 サービス見込量	1,700件	1,700件	1,700件	1,800件	1,800件	1,800件
	1,615件	1,739件	1,798件			

3) 短期集中予防サービス（訪問型C、通所型C）

- 理学療法士等が自宅を訪問して実施する訪問型と機器を使用して実施する通所型で短期集中的に生活機能向上を目的とするサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
訪問型C見込量	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	3人	0人	2人			
通所型C見込量	-	-	-	6人	6人	6人
	-	-	-			

②一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業

- 健康増進事業を含めた介護予防事業として、65歳以上の方を対象に、介護予防に関する基本的な知識を広く普及し、実践につなげるように啓発するための事業を実施しています。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を目指し、地域に出向いて各種教室を開催してロコモティブシンドローム・サルコペニアの予防、フレイル予防を含めた運動機能・口腔機能・栄養機能・認知症についての介護予防の普及・啓発に努めています。
- 介護予防普及啓発事業を、高齢者全てを対象に年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく実施していきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進め、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう努めます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延人数(実人数)

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
パワーリハビリ教室	1,350人 (90人)	1,350人 (90人)	1,350人 (90人)	2,000人 (90人)	2,000人 (90人)	2,000人 (90人)
	1,802人 (87人)	1,762人 (87人)	1,800人 (90人)			
のびのび運動教室	2,800人 (280人)	2,800人 (280人)	2,800人 (280人)	1,980人 (235人)	2,100人 (235人)	2,200人 (235人)
	1,486人 (239人)	1,531人 (199人)	1,600人 (200人)			
フレイル予防教室 (令和2年度まで自治会主催運動教室・サロン)	700人 (700人)	700人 (700人)	700人 (700人)	800人 (800人)	800人 (800人)	800人 (800人)
	693人 (693人)	732人 (732人)	730人 (730人)			
はつらつ栄養教室	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)
	123人 (25人)	95人 (24人)	100人 (25人)			
きたあきた元気塾 (令和3年度までまめまめ運動教室)	1,500人 (80人)	1,500人 (80人)	1,500人 (80人)	1,500人 (80人)	1,500人 (80人)	1,500人 (80人)
	972人 (51人)	957人 (69人)	950人 (70人)			
介護予防教室(包括)	-	-	-	800人	800人	800人
	797人	1,169人	800人			
出前介護予防講座 (包括)	600人	600人	600人	900人	900人	900人
	906人	1,227人	910人			
ゆうゆう講座(高齢)	-	-	-	800人	800人	800人
	698人 (90人)	915人 (108人)	1,000人 (110人)			
フレイル健診	-	-	-	180人 (90人)	180人 (90人)	180人 (90人)
	-	198人 (131人)	240人 (120人)			

2) 地域リハビリテーション活動支援事業

- 「心身機能」、「活動」、「参加」を促進するために、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

③任意事業の推進

1) 家族介護支援事業

- 要介護高齢者等を現に介護している家族に対して、健康相談、介護相談等を実施します。
- 普段の介護から離れて気分転換を促すための介護者相互の交流会等を開催し、介護者相互の情報の共有が図られるように支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
交流会開催回数	20回	20回	20回	20回	20回	20回
	16回	21回	20回			
交流会延参加者数	60人	80人	100人	30人	30人	30人
	15人	31人	30人			

2) 認知症高齢者見守り事業

- 徘徊高齢者が増加していることから、早期に安全に家族の元へ帰れるための仕組みの構築・運用、関係機関との情報共有を図ります。令和3年度より二次元コードを使った行方不明になった方を早期に発見、保護する仕組み「おでかけ安心シール」を開始しています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
おでかけ 安心シール	利用人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
		6人	6人	7人			
	利用回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		0回	0回	0回			

3) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の申し立て、申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を行います。
- 今後認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、制度の相談や利用に対応できる体制づくりを行います。
- 判断能力が不十分な高齢者の財産等の権利を擁護するため、支援が必要な人が円滑に利用できるよう地域連携ネットワークの中核的役割を担う北秋田市成年後見支援センターを令和5年4月1日に開設しております。

【北秋田市成年後見支援センター 実施状況及び実施計画(見込値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(見込値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
相談延件数	—	—	100件	100件	100件	100件
	—	—	100件			
申立件数	—	—	1件	1件	1件	1件
	—	—	1件			

4) 認知症グループホームの家賃等助成事業

- 認知症グループホームの費用負担が困難な低所得者に対して、利用者負担の軽減を行っている認知症グループホームを対象に、利用者1人あたり5,000円～25,000円の助成を行います。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	228件	228件	228件	204件	204件	204件
	191件	180件	135件			
助成額	2,460千円	2,460千円	2,460千円	2,460千円	2,460千円	2,460千円
	2,235千円	2,264千円	1,800千円			

(4) 自立した生活を支える福祉サービスの推進

① 自立を支援するサービス

1) 高齢者障がい者等外出支援サービス(外出支援サービス)

- 概ね65歳以上の高齢者や障がい者(児)等で、公共交通機関の利用が困難で車いす、ストレッチャー対応が必要な方の通院、社会参加等に対し、移動手段の提供を行い、在宅生活の支援の向上を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者障がい者等外出支援サービス	利用人数	90人	90人	90人	80人	80人	80人
		141人	119人	120人			
	利用回数	1,650回	1,650回	1,650回	1,250回	1,250回	1,250回
		1,858回	1,600回	1,620回			

2) 生活管理指導員派遣

- 概ね60歳以上の要介護認定を受けていない方等で、社会適応が困難なため、基本的な生活習慣等の習得に支援が必要な方に対して、生活管理指導員(ホームヘルパー)を派遣し、自立生活の助長を図ります。週1回1時間を原則とします。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活管理指導員派遣	利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		0人	0人	1人			
	利用回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
		0回	0回	4回			

3) 生活管理指導短期宿泊

- 概ね 60 歳以上の要介護認定を受けていない方等で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方、もしくは身体上の障がいにより日常生活に著しく支障がある方に、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、基本的な生活習慣等習得の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
生活管理指 導短期宿泊	利用人数	1人 0人	1人 1人	1人 1人	1人	1人	1人
	利用日数	7日間 0日間	7日間 3日間	7日間 7日間	7日間	7日間	7日間

②ひとり暮らし等を支援するサービス

1) 食の自立支援

- 概ね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに障がい者で、傷病、心身の障がい等の理由により自力では調理が困難な方に食事を提供します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
実人数		245人 240人	245人 225人	245人 230人	220人	220人	220人
	配食数	41,535食 35,475食	41,535食 31,265食	41,535食 33,000食	30,000食	30,000食	30,000食

2) あんしん電話（緊急通報システム）

- 概ね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは身体障害者手帳の1・2級の交付を受けている方等の世帯に緊急通報装置をお貸しします。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
設置台数		330台 270台	330台 174台	330台 178台	178台	178台	178台

3) 福祉の雪事業

- 住民税非課税で、65歳以上のみの世帯又は65歳以上の方と障がい者や児童（中学生まで）のみの世帯及びひとり親で子どもが中学生までの世帯で、かつ雪寄せが困難な世帯を対象に、シルバー人材センターや市登録事業者、自治会等が担い手となり、間口の雪寄せと屋根の雪下ろし及び除排雪を行います。
- 冬期間の生活を支援する本事業は、今後ますます重要となっていくものと考えられることから、自治会登録や個人登録の呼びかけを強化し、担い手の確保に努めます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数	750人	750人	750人	750人	750人	750人
	822人	809人	750人			
利用回数	7,000回	7,000回	7,000回	7,000回	7,000回	7,000回
	12,309回	8,271回	7,000回			

(5)介護する家族を支援するサービスの推進

①家族介護慰労金支給

- 要介護4又は要介護5の介護認定を受けている在宅の方、又は同等の状態と認められる方、高度の認知症で要介護3の要介護認定を受けている方を月15日以上在宅で介護している同居家族を対象に慰労金を支給します。
- 介護サービス（①訪問入浴②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④訪問看護⑤福祉用具貸与⑥特定福祉用具購入⑦住宅改修を除く）や障がい福祉サービスの自立支援給付を受けていない月が対象です。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者	12人	12人	12人	14人	14人	14人
	21人	18人	16人			
支給月数	125月	125月	125月	168月	168月	168月
	130月	129月	192月			

②家族介護用品支給

- 要介護4又は要介護5の介護認定を受けている在宅の65歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯に属している介護保険料の未納のない方を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。支給限度額は75,000円です。

【実施状況】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者	20人 30人	20人 26人	20人 23人	27人	27人	27人
支給月数	200月 161月	200月 218月	200月 210月	220月	220月	220月

(6)介護保険以外の施設サービスの推進

①高齢者生活支援ハウス

- 概ね60歳以上の在宅で生活することが困難又は不安のある方で、認知症が認められず自分のことができる状態の方を対象に、安心して生活を送ることができるよう居住機能及び交流機能を提供します。
- 森吉生活支援ハウスとサポートハウスたかのすの2施設があり、今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況】※定員(利用者数)

	実施状況			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用定員と利用者数(2施設)	40人 (40人)	40人 (40人)	40人 (40人)	40人	40人	40人
	40人 (36人)	40人 (33人)	40人 (40人)			

②北秋田市合川高齢者生活支援施設

- 65歳以上で認知症が認められず、自分のことができる程度できる方に、生活支援を行うために住居機能を提供します。
- 今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況】※定員(利用者数)

	実施状況			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合川高齢者生活支援施設	10人 (10人)	10人 (10人)	10人 (10人)	10人	10人	10人
	10人 (9人)	10人 (9人)	10人 (10人)			

③北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑

- 65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方に対し、医師や老人福祉施設長などで構成される北秋田市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞き、入所措置を行う老人福祉法第20条の4に定義された老人福祉施設です。今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況】

	実施状況 (上段:定員・下段:利用者数)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
もろび苑	50人	50人	50人	50人	50人	50人
	50人 (うち他市町8人)	49人 (うち他市町8人)	50人 (うち他市町8人)	50人	50人	50人

④軽費老人ホーム(A型)大野台エコーハイツ

- 県内に6か月以上在住する概ね60歳以上の身寄りがない方、又は家庭環境、住宅事情等で家族と同居できない方で、原則として自立した方が利用できる、老人福祉法第20条の6に定義された老人福祉施設です。施設の老朽化が課題となっています。

【実施状況】

	実施状況 (上段:定員・下段:利用者数)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大野台エコーハイツ	50人	50人	50人	50人	50人	50人
	46人	36人	50人	50人	50人	50人

(7)その他の高齢者支援サービスの推進

①救急医療情報キットの配付

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいをお持ちの方、健康に不安を抱えている方に、救急や緊急時に迅速に支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記載されたシートを専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えるための救急医療情報キットを無料で配付しています。

②高齢者住宅整備資金貸付事業

- 60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の居室等の整備に、1人150万円まで貸付を行います。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
利用者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	0人	0人	1人			

基本目標4)高齢者の生きがいづくりと活動の場づくり

(1)高齢者の生きがいづくりの促進

①生きがいづくりと社会参加の促進

- 高齢者が生きがいを持ち、生涯にわたって学習・スポーツ・レクリエーションに親しむことは介護予防の視点からもその効果が期待されます。
- 今後も、学習活動等に多くの高齢者が参加し、意欲的な活動ができるように支援し、その成果や元気が地域に広げられるよう取り組みます。

②北秋田地域シルバー人材センター活動の支援

- 高齢者がこれまでの経験と意欲・能力を仕事で発揮する場の一つとして、『一般社団法人北秋田地域シルバー人材センター』が設置されています。
- 働く意欲のある高齢者の就業拡大、会員の増員、受注種類の拡大など、シルバー人材センター事業について情報提供や活動の支援に努めます。

【実施状況】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
シルバー人材センター 会員数	384人	389人	394人	314人	319人	324人
	308人	291人	309人			

③老人クラブなどの育成・補助

- 高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕、地域世代間交流活動を行っている単位老人クラブと市老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。
- ひとり暮らしや高齢者世帯への見守り活動を行う友愛訪問活動クラブ数を増やし、介護予防を地域で進める担い手の育成や、高齢者が互いに支え合う地域づくりを働きかけます。

【実施状況】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
クラブ数	79	79	79	70	70	70
	75	69	66			
加入者数	3,000人	3,000人	3,000人	2,300人	2,300人	2,300人
	2,786人	2,469人	2,275人			
60歳以上人口	16,107人	16,107人	16,107人	-	-	-
	15,917人	15,644人	15,375人			
加入率	18.62%	18.62%	18.62%	-	-	-
	17.50%	15.78%	14.80%			

④「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム」の推進

- 高齢者の社会参加を促進するための県民運動「日本一高齢者が元気な秋田」を目指す「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム2014」に基づき、関係機関と連携して、地域と協働で取り組み、社会活動に参加する高齢者を増やしていきます。

⑤その他行事・地域での活動の推進

1) 敬老事業

- 令和5年度から敬老式典に代わり、米寿(88歳)の方々を対象として、市からお祝い品等を贈呈する「えらべる敬老お祝い事業」を実施しております。今後も、高齢者の長寿を祝い敬意を表すことを目的として実施します。

【実施状況】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
対象者	8,323人	9,026人	-	370人	360人	300人
	7,969人	8,112人	-			
参加者	2,497人	2,708人	-	-	-	-
	未開催	828人	-			
参加率	30.00%	30.00%	-	-	-	-
	-	10.21%	-			

2) 百歳祝い金等贈呈

- 市内に10年以上お住まいで100歳になられた方に、市から祝い金等を贈呈して長寿をお祝いします。今後も健康で住みよいまちづくり事業の一つとして実施します。

【実施状況】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
女性贈呈者数	5人	5人	5人	23人	23人	23人
	23人	20人	17人			
男性贈呈者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	1人	1人	1人			
計	8人	8人	8人	26人	26人	26人
	24人	21人	18人			

(2)多様な交流活動・地域活動の推進

①支えあい活動の拡充

- 高齢者が、市社会福祉協議会や地域団体と連携し、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取り組み、地域の子どもたちの見守りや子育て支援、地域の安全活動など、従来からの活発な活動を支えながら、更なる地域でのボランティア活動を推進します。

②交流機会の拡充

- 少子高齢化が進む中、高齢者が子や孫世代に自分の体験を伝えたり、共に過ごすことは、様々な世代に大切なことです。高齢者と他の世代が交流し、共に活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。
- 今後は、保育所や小学校での世代間交流事業のほか、地域での自主的な活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まることのできる場の拡充を推進します。

基本目標5)高齢者をやさしくつつむ環境づくり

(1)高齢者など人にやさしいまちづくりの推進

①安心して暮らせる生活環境の向上

- 高齢者や障がい者の活動に配慮した公共施設や道路等の整備を、県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、必要性・緊急性を踏まえて促進します。

②高齢者住宅整備資金貸付事業(再掲)

- 60歳以上の高齢者と同居する世帯で、高齢者の居住環境を改善するため、専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付を行うことにより、高齢者と家族間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的として実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況 (上段:目標値・下段:実績)			実施計画(目標値)		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度見込み	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
貸付件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	0件	0件	1件			

③多様な住まいの確保に関する支援

- 公営住宅のバリアフリー化等により、高齢者の在宅生活における転倒予防や日常動作のしやすさを支援します。

(2)災害・防犯対策の充実

①防災対策及び避難行動要配慮者対策の推進

- 災害時における高齢者等の支援を適切かつ円滑に実施するための「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づく登録台帳・個別計画の整備及び管理を行い、災害時に適切な対応ができるよう避難訓練等を実施して防災意識の高揚に努めます。
- 浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が策定する「要配慮者利用施設避難確保計画」により、市と施設の共通認識の下、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう努めます。

②福祉避難所の指定と運用

- 施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要な支援を行います。
- 国の最新情報や市が策定した「避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)」等により避難所運営が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

③地域安全活動

- 交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。
- 高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加する中、民生委員・児童委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組みます。

(3)地域共生社会を目指した住民参加の地域活動の支援

①社会福祉協議会の活動支援

- 地域福祉活動の拠点である北秋田市社会福祉協議会は、相談事業をはじめ、小地域ネットワーク活動など多様な活動・事業を展開しています。
- 身近な小地域での支え合いや各種活動がますます重要となっており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組み、小地域ネットワークの形成を支援します。

②民生委員等との連携による地域保健福祉推進の体制づくり

- 地域の民生委員等と連携・協力し、住民同士がお互いに助け合い支え合いながら地域の保健福祉を推進する地域づくりを目指します。

③ボランティア活動の活性化

- 福祉の心を育て、実践するボランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支えあい活動の育成に努めます。あわせて、高齢者のことを知り、温かい心で人と接することができるように、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

第4章 介護保険サービスの見込み

1. 計画期間の人口フレームと要支援・要介護認定者の推計

- 平成 30 年から令和 4 年の 9 月末現在の男女別・年齢別の人口の平均変化率を用い、コーホート変化率法により計画期間の人口を推計しました。
- 総人口は、令和 6 年は 28,146 人、令和 8 年は 26,762 人と微減し、令和 22 年には 18,000 人を下回り、令和 32 年は 12,630 人になると推計されます。総人口に占める 64 歳以下の割合は低下し、高齢化率の上昇が見込まれ、令和 8 年の高齢化率は 48.1%、令和 12 年に 50% を超え、令和 32 年は 57.5% になると推計されます。高齢者人口は令和 6 年が 13,160 人、令和 8 年は 12,867 人で微減し、令和 22 年に 1 万人を下回り、令和 32 年は 7,257 人となると推計されます。高齢化率は前期高齢者が令和 22 年まで低下し、令和 27 年以降上昇すると見込まれ、後期高齢者は各年増加を続けていくと見込まれます。

【計画期間の推計人口】

(人)

	実績			推計								
	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年	令和 32年	
総人口	30,302	29,549	28,741	28,146	27,455	26,762	24,054	20,831	17,782	15,043	12,630	
0～39 歳	7,225	6,907	6,616	6,301	6,027	5,777	4,863	3,942	3,176	2,571	2,049	
構成比	23.8%	23.4%	23.0%	22.4%	22.0%	21.6%	20.2%	18.9%	17.9%	17.1%	16.2%	
40～64 歳	9,514	9,222	8,955	8,685	8,414	8,118	7,132	6,119	5,105	4,073	3,324	
構成比	31.4%	31.2%	31.2%	30.8%	30.6%	30.3%	29.7%	29.4%	28.7%	27.1%	26.3%	
65 歳以上	13,563	13,420	13,170	13,160	13,014	12,867	12,059	10,770	9,501	8,399	7,257	
高齢化率	44.8%	45.4%	45.8%	46.8%	47.4%	48.1%	50.1%	51.7%	53.4%	55.8%	57.5%	
65～74 歳	6,029	5,825	5,588	5,387	5,184	4,994	4,334	3,568	3,059	2,920	2,523	
構成比	19.9%	19.7%	19.4%	19.2%	18.9%	18.7%	18.0%	17.1%	17.2%	19.4%	20.0%	
75 歳以上	7,534	7,595	7,582	7,773	7,830	7,873	7,725	7,202	6,442	5,479	4,734	
構成比	24.9%	25.7%	26.4%	27.6%	28.5%	29.4%	32.1%	34.6%	36.2%	36.4%	37.5%	

※実績は各年9月末現在 住民基本台帳

- 要支援・要介護認定者数は緩やかな減少が見込まれます。令和6年は合計で2,757人、令和8年は2,701人になると見込まれます。

【計画期間の要支援・要介護認定者数の推計】

(人)

	実績			推計								
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	
要支援・要介護認定者合計	2,830	2,802	2,772	2,757	2,730	2,701	2,636	2,539	2,373	2,100	1,816	
要支援1	246	246	260	261	254	250	243	235	213	182	157	
要支援2	248	244	276	279	271	269	262	249	231	201	173	
要介護1	592	613	595	598	598	585	567	559	513	445	380	
要介護2	545	506	510	475	456	451	438	421	395	352	305	
要介護3	432	455	435	442	449	448	438	422	404	362	316	
要介護4	448	427	405	392	385	382	378	358	340	305	266	
要介護5	319	311	291	310	317	316	310	295	277	253	219	
認定率	20.9%	20.9%	21.0%	20.9%	21.0%	21.0%	21.9%	23.6%	25.0%	25.0%	25.0%	

※実績は各年9月末現在 介護保険事業状況報告

- 在宅サービス利用者は各年3,500人程度で推移する見込みとなっています。居住系サービス利用者は180人台で推移すると見込まれます。施設サービス利用者は令和6年度以降では616人となる見込みです。利用者の合計は、令和6年は4,327人、令和8年は4,264人と微減すると見込まれます。

【計画期間の介護保険サービス利用者数の推計】

(人)

	実績			推計								
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	
在宅サービス利用者数	3,558	3,543	3,495	3,527	3,515	3,464	3,381	3,266	3,057	2,727	2,351	
居住系サービス利用者数	180	180	194	184	184	184	179	176	171	147	130	
施設サービス利用者数	626	612	605	616	616	616	604	573	541	485	424	
利用者合計	4,364	4,335	4,294	4,327	4,315	4,264	4,164	4,015	3,769	3,359	2,905	

※実績は各年度末現在、令和5年は9月末現在の実績見込み値 介護保険事業状況報告

2. 介護保険サービスの見込み

(1) 介護保険サービス別の利用状況を踏まえた見込みの算出

① 介護保険給付費の実績

【介護保険給付費の実績】

(円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
介護給付費	実績	4,610,046,300	4,565,173,380	4,554,783,409
	計画	4,942,004,000	4,934,662,000	4,984,334,000
介護予防給付費	実績	37,667,280	37,525,729	45,909,677
	計画	40,985,000	41,420,000	40,935,000
総給付費 計 A	実績	4,647,713,580	4,602,699,109	4,600,693,086
	計画	4,982,989,000	4,976,082,000	5,025,269,000

特定入所者介護 サービス費等給付費	実績	251,127,275	220,468,144	212,478,322
	計画	254,646,207	231,690,698	233,054,446
高額介護サービス費等 給付費	実績	107,711,777	105,770,297	105,781,846
	計画	102,624,897	103,166,472	103,778,202
高額医療合算介護 サービス費等給付額	実績	10,797,938	7,981,408	10,748,937
	計画	12,532,839	12,577,329	12,586,227
審査支払手数料	実績	5,224,310	5,200,013	5,123,352
	計画	5,230,530	5,249,131	5,252,869
小 計 B	実績	374,861,300	339,419,862	334,132,457
	計画	375,034,473	352,683,630	354,671,744

標準給付費(A+B) C	実績	5,022,574,880	4,942,118,971	4,934,825,543
	計画	5,358,023,473	5,328,765,630	5,379,940,744
地域支援事業費 D	実績	150,795,448	152,505,221	154,160,858
	計画	180,992,000	180,992,000	183,992,000

総給付費等(C+D)	実績	5,173,370,328	5,094,624,192	5,088,986,401
	計画	5,539,015,473	5,509,757,630	5,563,932,744

※実績は年度末現在、令和5年は半年分の実績からの見込み 介護保険事業状況報告

※令和5年度の実績(見込み)は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムからの出力値を記載しており、以降の令和5年度の実績(見込み)の記載も同様となります。(実績値とは異なります。)

②サービスの種類と内容

1) 居宅サービス/介護予防サービス

サービスの名称	サービス内容
・ 訪問介護	訪問介護は、ホームヘルパーが介護を受ける人の居宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。 ※介護予防訪問介護については、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。
・ 訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護とは、居宅での入浴が困難な高齢者に対して、訪問入浴車等により入浴の介助を行うサービスです。
・ 訪問看護 ・ 介護予防訪問看護	訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。 また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援認定者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話又は診療補助を行うサービスです。
・ 訪問リハビリテーション ・ 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションは、病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。 また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援認定者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。
・ 居宅療養管理指導 ・ 介護予防居宅療養管理指導	主治医の指示により、医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。
・ 通所介護	デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL(日常生活動作)の向上のためのリハビリテーションなどを行うサービスです。 ※制度改正に伴い、平成 28 年度から利用定員が 18 人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスへ、平成 29 年度からは介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。
・ 通所リハビリテーション ・ 介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション(デイケア)とは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。 また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士などにより機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。
・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護(ショートステイ)とは、在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。 また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が介護予防を目的とし施設等に一時的に入所し、必要な介護等を受けるサービスです。

サービスの名称	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所療養介護 ・ 介護予防短期入所療養介護 	<p>短期入所療養介護(医療型ショートステイ)とは、在宅の要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。</p> <p>また、介護予防短期入所療養介護は、要支援認定者が施設に入所し、看護・医学的管理下で介護予防を目的とした介護・機能訓練を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具貸与 ・ 介護予防福祉用具貸与 	<p>福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。</p> <p>また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定福祉用具販売 ・ 特定介護予防福祉用具販売 	<p>特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器の交換可能部品・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を限度額 10 万円として支給するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改修費 ・ 介護予防住宅改修費 	<p>住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用を要介護状態区分に関係なく 20 万円を限度として、9割、8割又は7割を保険給付として受けることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<p>居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護認定者と契約した居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。</p> <p>また、介護予防支援は、要支援認定者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。</p>

2) 地域密着型サービス

サービスの名称	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。</p> <p>サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援となるため、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間対応型訪問介護 	<p>夜間対応型訪問介護とは、在宅の場合でも、24 時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての訪問介護サービスを提供するものです。</p> <p>サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 	<p>地域密着型通所介護とは、定員が 18 人以下の小規模な事業所による通所介護です。平成 28 年度に通所介護から地域密着型に移行されました。</p>

サービスの名称	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 	<p>認知症ではあるものの、ADL(日常生活動作能力)の比較的自立している要介護認定者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。(要支援1の方は利用できません。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 	<p>小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 	<p>身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下)に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 	<p>入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者(要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者)に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。(要支援の方は利用できません。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	<p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを柔軟に組み合わせるサービスのことで、現状ではサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援になることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>

3) 施設サービス

サービスの名称	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 	<p>施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 	<p>施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院 	<p>平成30年度から新たに創設された施設で、長期的な医療と介護を併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。</p>

③サービス量の実績と計画期間の見込み

1) 居宅サービス（介護給付）

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問介護	人/月	実績	386	384	364	370	369	362
		計画	387	382	383			
	回数 /月	実績	8,905.1	8,926.7	9,061.0	9,444.9	9,509.4	9,339.0
		計画	9,582.0	9,579.6	9,803.1			
訪問入浴介護	人/月	実績	46	52	57	57	57	57
		計画	52	51	54			
	回数 /月	実績	240.8	261.9	284.8	301.3	300.8	300.8
		計画	254.5	253.1	272.9			
訪問看護	人/月	実績	161	165	168	158	156	156
		計画	142	143	144			
	回数 /月	実績	1,027.7	1,046.4	1,112.4	1,204.3	1,191.7	1,191.7
		計画	1,189.4	1,207.0	1,215.3			
訪問リハビリテー ション	人/月	実績	2	1	0	0	0	0
		計画	1	1	1			
	回数 /月	実績	13.6	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	6.8	6.8	6.8			
居宅療養管理指導	人/月	実績	34	38	42	40	41	41
		計画	37	37	38			
通所介護	人/月	実績	492	479	450	452	447	439
		計画	541	546	546			
	回数 /月	実績	4,339.4	4,077.2	4,028.6	4,226.3	4,182.0	4,112.2
		計画	5,003.1	5,050.9	5,050.9			
通所リハビリテー ション	人/月	実績	102	91	81	98	98	98
		計画	127	132	135			
	回数 /月	実績	775.9	665.9	624.3	745.0	745.0	745.0
		計画	940.8	974.1	989.2			
短期入所生活介護	人/月	実績	296	296	292	298	304	302
		計画	295	295	301			
	日数 /月	実績	6,894.0	6,866.2	6,520.6	6,697.4	6,839.0	6,797.6
		計画	6,839.8	6,846.4	7,002.7			
短期入所療養介護	人/月	実績	7	7	5	7	7	7
		計画	8	8	8			
	日数 /月	実績	108.5	110.9	71.8	90.0	90.0	90.0
		計画	65.0	65.0	65.0			
特定施設入居者 生活介護	人/月	実績	41	40	46	44	44	44
		計画	43	43	46			

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉用具貸与	人/月	実績	597	611	619	611	611	607
		計画	611	618	626			
特定福祉用具販売	人/年	実績	120	132	156	108	108	108
		計画	204	216	216			
住宅改修費	人/年	実績	48	36	24	24	24	24
		計画	108	108	108			
居宅介護支援	人/月	実績	1,263	1,249	1,200	1,180	1,172	1,154
		計画	1,277	1,293	1,314			

2) 居宅サービス（予防給付）

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防訪問入浴 介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	1	1	1			
	回数 /月	実績	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	4.7	4.7	4.7			
介護予防訪問看護	人/月	実績	20	16	17	15	15	15
		計画	24	25	24			
	回数 /月	実績	99.4	64.7	73.5	75.0	75.0	75.0
		計画	166.4	178.4	171.2			
介護予防訪問リハ ビリテーション	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	回数 /月	実績	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	0.0	0.0	0.0			
介護予防居宅療養 管理指導	人/月	実績	1	1	2	2	2	2
		計画	1	1	1			
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	実績	20	22	27	26	26	26
		計画	19	18	18			
介護予防短期入所 生活介護	人/月	実績	0	1	2	2	2	2
		計画	1	1	1			
	日数 /月	実績	5.9	5.7	8.7	7.0	7.0	7.0
		計画	5.0	5.0	5.0			
介護予防短期入所 療養介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	日数 /月	実績	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	0.0	0.0	0.0			

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	実績	0	1	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
介護予防福祉用具 貸与	人/月	実績	132	137	170	145	145	145
		計画	130	134	133			
特定介護予防福祉 用具販売	人/年	実績	36	36	36	60	60	60
		計画	72	72	72			
介護予防住宅改修 費	人/年	実績	24	24	60	48	48	48
		計画	48	48	48			
介護予防支援	人/月	実績	164	165	196	192	186	184
		計画	165	166	165			

3) 地域密着型サービス（介護給付）

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	人/月	実績	1	1	1	5	5	5
		計画	-	-	-			
地域密着型通所介 護	人/月	実績	108	113	109	118	117	116
		計画	115	115	115			
	回数 /月	実績	926.2	927.2	833.9	868.4	864.7	857.7
		計画	1,051.6	1,053.2	1,050.0			
認知症対応型通所 介護	人/月	実績	20	15	17	14	14	14
		計画	21	23	22			
	回数 /月	実績	173.0	125.8	151.4	130.7	130.7	130.7
		計画	240.3	257.0	251.0			
小規模多機能型 居宅介護	人/月	実績	30	26	29	26	19	19
		計画	35	18	18			
認知症対応型共同 生活介護	人/月	実績	114	114	119	116	116	116
		計画	119	125	127			
地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	人/月	実績	70	70	67	67	67	67
		計画	70	70	70			
地域密着型特定施 設入居者生活介護	人/月	実績	25	26	28	27	27	27
		計画	37	37	37			

4) 地域密着型サービス（予防給付）

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	実績	2	1	0	1	1	1
		計画	2	2	2			
	回数 /月	実績	7.7	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	6.0	6.0	6.0			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	実績	1	1	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

5) 施設サービス

			実績値と計画値			計画期間		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護老人福祉施設	人/月	実績	351	348	342	343	343	343
		計画	370	370	370			
介護老人保健施設	人/月	実績	190	179	182	184	184	184
		計画	206	206	206			
介護医療院	人/月	実績	15	15	14	12	12	12
		計画	10	10	10			

④給付費の実績と計画期間の見込み

1) 居宅サービス（介護給付）

ア. 訪問介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	326,912,970	334,910,594	343,598,525	363,051,000	365,923,000	359,300,000
計画	352,153,000	352,003,000	360,328,000			

イ. 訪問入浴介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	35,838,407	39,865,867	43,921,709	47,104,000	47,099,000	47,099,000
計画	37,390,000	37,206,000	40,115,000			

ウ. 訪問看護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	80,757,643	82,534,263	85,063,146	93,616,000	92,703,000	92,703,000
計画	84,545,000	85,958,000	86,608,000			

エ. 訪問リハビリテーション

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	399,850	237,678	0	0	0	0
計画	240,000	240,000	240,000			

オ. 居宅療養管理指導

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	4,148,968	4,737,356	5,121,936	4,889,000	5,056,000	5,056,000
計画	4,451,000	4,453,000	4,555,000			

カ. 通所介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	423,383,380	401,336,048	400,754,784	425,363,000	422,121,000	415,479,000
計画	491,515,000	495,370,000	496,705,000			

キ. 通所リハビリテーション

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	89,124,711	77,712,811	74,408,088	88,232,000	88,344,000	88,344,000
計画	110,848,000	114,459,000	116,861,000			

ク. 短期入所生活介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	635,230,300	639,084,026	603,588,499	629,584,000	644,968,000	641,041,000
計画	638,486,000	640,051,000	655,762,000			

ケ. 短期入所療養介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	11,670,443	12,485,918	8,351,839	10,860,000	10,874,000	10,874,000
計画	6,656,000	6,660,000	6,660,000			

コ. 特定施設入居者生活介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	84,170,917	87,940,934	96,834,048	93,739,000	93,857,000	93,857,000
計画	88,169,000	88,218,000	95,043,000			

サ. 福祉用具貸与

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	79,267,827	83,506,319	87,338,220	85,452,000	85,452,000	85,160,000
計画	80,121,000	80,499,000	81,975,000			

シ. 特定福祉用具販売

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	3,445,588	3,851,137	4,390,740	2,992,000	2,992,000	2,992,000
計画	5,274,000	5,612,000	5,612,000			

ス. 住宅改修費

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	3,835,378	2,698,965	2,109,456	2,672,000	2,672,000	2,672,000
計画	9,558,000	9,558,000	9,558,000			

セ. 居宅介護支援

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	255,220,540	252,158,630	243,854,868	242,877,000	241,995,000	238,422,000
計画	255,455,000	258,418,000	262,724,000			

2) 居宅サービス（予防給付）

ア. 介護予防訪問入浴介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	42,760	0	0	0	0	0
計画	485,000	486,000	486,000			

イ. 介護予防訪問看護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	6,830,134	4,984,964	5,316,890	5,585,000	5,592,000	5,592,000
計画	9,665,000	10,310,000	9,926,000			

ウ. 介護予防訪問リハビリテーション

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	0	0	0	0	0	0
計画	0	0	0			

エ. 介護予防居宅療養管理指導

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	82,669	178,323	229,800	233,000	233,000	233,000
計画	122,000	122,000	122,000			

オ. 介護予防通所リハビリテーション

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	8,871,963	9,952,920	11,422,536	11,064,000	11,078,000	11,078,000
計画	8,239,000	7,735,000	7,735,000			

カ. 介護予防短期入所生活介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	178,303	363,104	628,562	517,000	518,000	518,000
計画	278,000	278,000	278,000			

キ. 介護予防短期入所療養介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	119,130	0	0	0	0	0
計画	0	0	0			

ク. 介護予防特定施設入居者生活介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	358,532	1,152,552	1,151,388	1,168,000	1,169,000	1,169,000
計画	0	0	0			

ケ. 介護予防福祉用具貸与 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	7,839,685	8,427,925	10,723,080	9,141,000	9,141,000	9,141,000
計画	7,195,000	7,428,000	7,379,000			

コ. 特定介護予防福祉用具販売 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	936,925	866,368	1,116,468	1,837,000	1,837,000	1,837,000
計画	1,834,000	1,834,000	1,834,000			

サ. 介護予防住宅改修費 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	1,530,840	1,657,106	4,169,436	3,314,000	3,314,000	3,314,000
計画	3,639,000	3,639,000	3,639,000			

シ. 介護予防支援 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	8,984,840	9,084,777	11,151,516	11,079,000	10,746,000	10,631,000
計画	8,891,000	8,951,000	8,899,000			

3) 地域密着型サービス (介護給付)

ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	615,825	1,661,412	805,056	4,193,000	4,198,000	4,198,000
計画	-	-	-			

イ. 地域密着型通所介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	99,845,219	100,720,638	92,035,967	97,099,000	96,921,000	96,265,000
計画	116,673,000	117,195,000	117,263,000			

ウ. 認知症対応型通所介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	23,759,264	17,060,285	20,969,984	18,418,000	18,442,000	18,442,000
計画	32,572,000	34,768,000	34,042,000			

エ. 小規模多機能型居宅介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	71,309,213	61,189,699	60,131,268	54,583,000	36,818,000	36,818,000
計画	90,077,000	45,595,000	45,595,000			

オ. 認知症対応型共同生活介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	363,192,999	363,784,006	382,665,228	378,983,000	379,673,000	379,673,000
計画	371,658,000	391,032,000	397,321,000			

カ. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	230,593,106	231,069,114	231,524,880	234,793,000	235,090,000	235,090,000
計画	232,263,000	233,393,000	233,393,000			

キ. 地域密着型特定施設入居者生活介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	53,709,967	54,981,510	62,072,196	60,625,000	60,701,000	60,701,000
計画	83,782,000	83,829,000	83,829,000			

4) 地域密着型サービス (予防給付)

ア. 介護予防認知症対応型通所介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	797,275	362,193	0	0	0	0
計画	637,000	637,000	637,000			

イ. 介護予防小規模多機能型居宅介護 (円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	1,094,224	495,497	0	0	0	0
計画	0	0	0			

ウ. 介護予防認知症対応型共同生活介護

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	0	0	0	0	0	0
計画	0	0	0			

5) 施設サービス

ア. 介護老人福祉施設

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	1,042,550,206	1,048,468,456	1,039,864,620	1,057,412,000	1,058,750,000	1,058,750,000
計画	1,120,737,000	1,121,359,000	1,121,359,000			

イ. 介護老人保健施設

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	625,220,012	597,353,075	603,895,236	619,880,000	620,664,000	620,664,000
計画	665,612,000	665,982,000	665,982,000			

ウ. 介護医療院

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	65,843,567	65,824,639	61,483,116	53,406,000	53,473,000	53,473,000
計画	51,167,000	51,196,000	51,196,000			

エ. 介護療養型医療施設

(円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実績	0	0	0	-	-	-
計画	11,602,000	11,608,000	11,608,000			

3. 介護給付費等の見込み

(1) 介護給付費の見込み

① 居宅サービス（介護給付）の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
訪問介護	363,051	365,923	359,300	1,088,274
訪問入浴介護	47,104	47,099	47,099	141,302
訪問看護	93,616	92,703	92,703	279,022
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	4,889	5,056	5,056	15,001
通所介護	425,363	422,121	415,479	1,262,963
通所リハビリテーション	88,232	88,344	88,344	264,920
短期入所生活介護	629,584	644,968	641,041	1,915,593
短期入所療養介護	10,860	10,874	10,874	32,608
特定施設入居者生活介護	93,739	93,857	93,857	281,453
福祉用具貸与	85,452	85,452	85,160	256,064
特定福祉用具販売	2,992	2,992	2,992	8,976
住宅改修費	2,672	2,672	2,672	8,016
居宅介護支援	242,877	241,995	238,422	723,294
合 計	2,090,431	2,104,056	2,082,999	6,277,486

② 地域密着型サービス(介護給付)の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,193	4,198	4,198	12,589
地域密着型通所介護	97,099	96,921	96,265	290,285
認知症対応型通所介護	18,418	18,442	18,442	55,302
小規模多機能型居宅介護	54,583	36,818	36,818	128,219
認知症対応型共同生活介護	378,983	379,673	379,673	1,138,329
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	234,793	235,090	235,090	704,973
地域密着型特定施設入所者生活介護	60,625	60,701	60,701	182,027
合 計	848,694	831,843	831,187	2,511,724

③ 施設サービスの見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
介護老人福祉施設	1,057,412	1,058,750	1,058,750	3,174,912
介護老人保健施設	619,880	620,664	620,664	1,861,208
介護医療院	53,406	53,473	53,473	160,352
合 計	1,730,698	1,732,887	1,732,887	5,196,472

④介護給付費の合計

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
居宅サービス	2,090,431	2,104,056	2,082,999	6,277,486
地域密着型サービス	848,694	831,843	831,187	2,511,724
施設サービス	1,730,698	1,732,887	1,732,887	5,196,472
合 計	4,669,823	4,668,786	4,647,073	13,985,682

(2)予防給付費の見込み

①居宅サービス(予防給付)の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,585	5,592	5,592	16,769
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	233	233	233	699
介護予防通所リハビリテーション	11,064	11,078	11,078	33,220
介護予防短期入所生活介護	517	518	518	1,553
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	1,168	1,169	1,169	3,506
介護予防福祉用具貸与	9,141	9,141	9,141	27,423
特定介護予防福祉用具販売	1,837	1,837	1,837	5,511
介護予防住宅改修費	3,314	3,314	3,314	9,942
介護予防支援	11,079	10,746	10,631	32,456
合 計	43,938	43,628	43,513	131,079

②地域密着型サービス(予防給付)の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

③予防給付費の合計

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
居宅サービス	43,938	43,628	43,513	131,079
地域密着型サービス	0	0	0	0
合 計	43,938	43,628	43,513	131,079

4. 地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業に係る事業費の見込み

【地域支援事業費の見込み】

(千円)

第9期事業計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	160,312	160,312	162,617
介護予防・日常生活支援 総合事業	83,944	83,944	86,249
訪問介護相当サービス	22,000	22,000	22,000
訪問型サービス C	552	552	552
通所介護相当サービス	45,000	45,000	45,000
介護予防ケアマネジメント	9,840	9,840	9,840
介護予防普及啓発事業	6,552	6,552	6,552
包括的支援事業 任意事業	76,368	76,368	76,368
包括的支援事業	66,465	66,465	66,465
(社会保障充実分)	6,393	6,393	6,393
任意事業	3,510	3,510	3,510
第9期地域支援事業費の合計額	483,242 千円		

5. 介護保険給付費の推計

- 計画期間の介護保険標準給付費は、令和3年度から令和5年度の給付実績をもとに、サービスごとに要介護別の給付状況を試算します。あわせて、計画期間の特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等の補足給付分の年間給付額を推計します。

【介護保険給付費の推計】

(円)

(円)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
介護給付費	4,669,823,000	4,668,786,000	4,647,073,000	13,985,682,000
介護予防給付費	43,938,000	43,628,000	43,513,000	131,079,000
総給付費 計 A	4,713,761,000	4,712,414,000	4,690,586,000	14,116,761,000
特定入所者介護サービス費等給付費 ①	248,165,782	246,046,402	243,432,723	737,644,907
給付額	244,711,275	242,314,755	239,740,716	726,766,746
高額介護サービス費等給付費 ②	106,494,949	105,598,645	104,476,901	316,570,495
給付額	104,866,090	103,839,110	102,736,057	311,441,257
高額医療合算介護サービス費等給付費 ③	10,519,405	10,416,385	10,305,735	31,241,525
審査支払手数料 ④	5,089,554	5,039,714	4,986,136	15,115,404
小計(①~④) B	370,269,690	367,101,146	363,201,495	1,100,572,331
標準給付費(A+B) C	5,084,030,690	5,079,515,146	5,053,787,495	15,217,333,331
地域支援事業費 D	160,312,360	160,312,360	162,617,360	483,242,080
総給付費等(C+D)	5,244,343,050	5,239,827,506	5,216,404,855	15,700,575,411

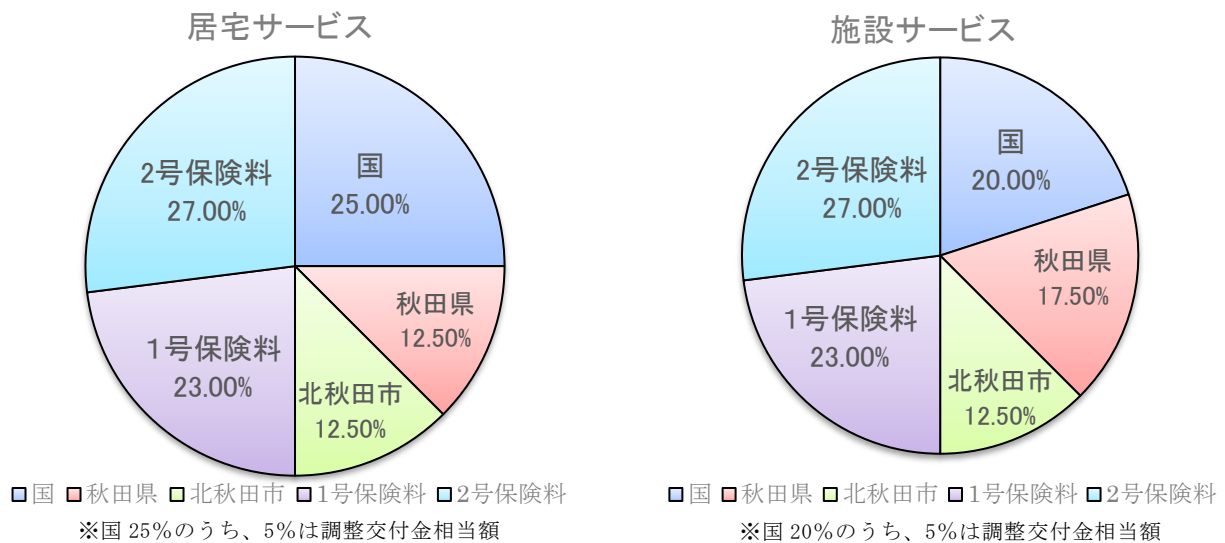
6. 介護保険料の設定

(1) 介護保険事業の運営

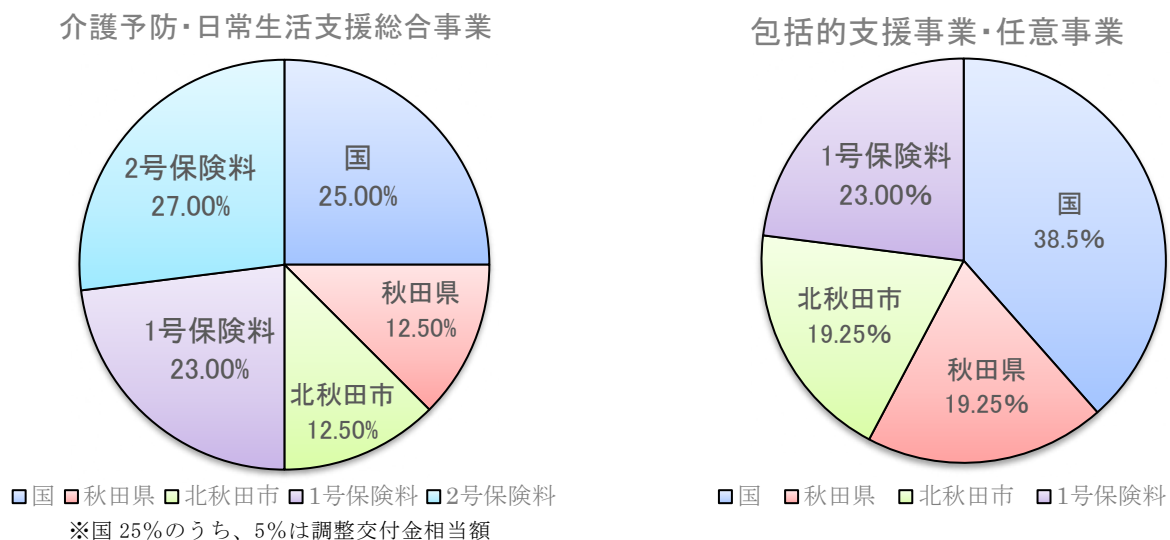
① 第1号被保険者の保険料負担割合

- 介護保険事業の費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費で構成され、そのうち「事務費」は、全額市の負担で賄われます。
- 保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・秋田県・北秋田市の支出金）と加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として二分の一を公費で、残る二分の一を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の医療保険加入者の方々から徴収する保険料（支払基金交付金）で賄うこととなっています。
- 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率より3年ごとに決定されます。

【標準給付費の負担割合】



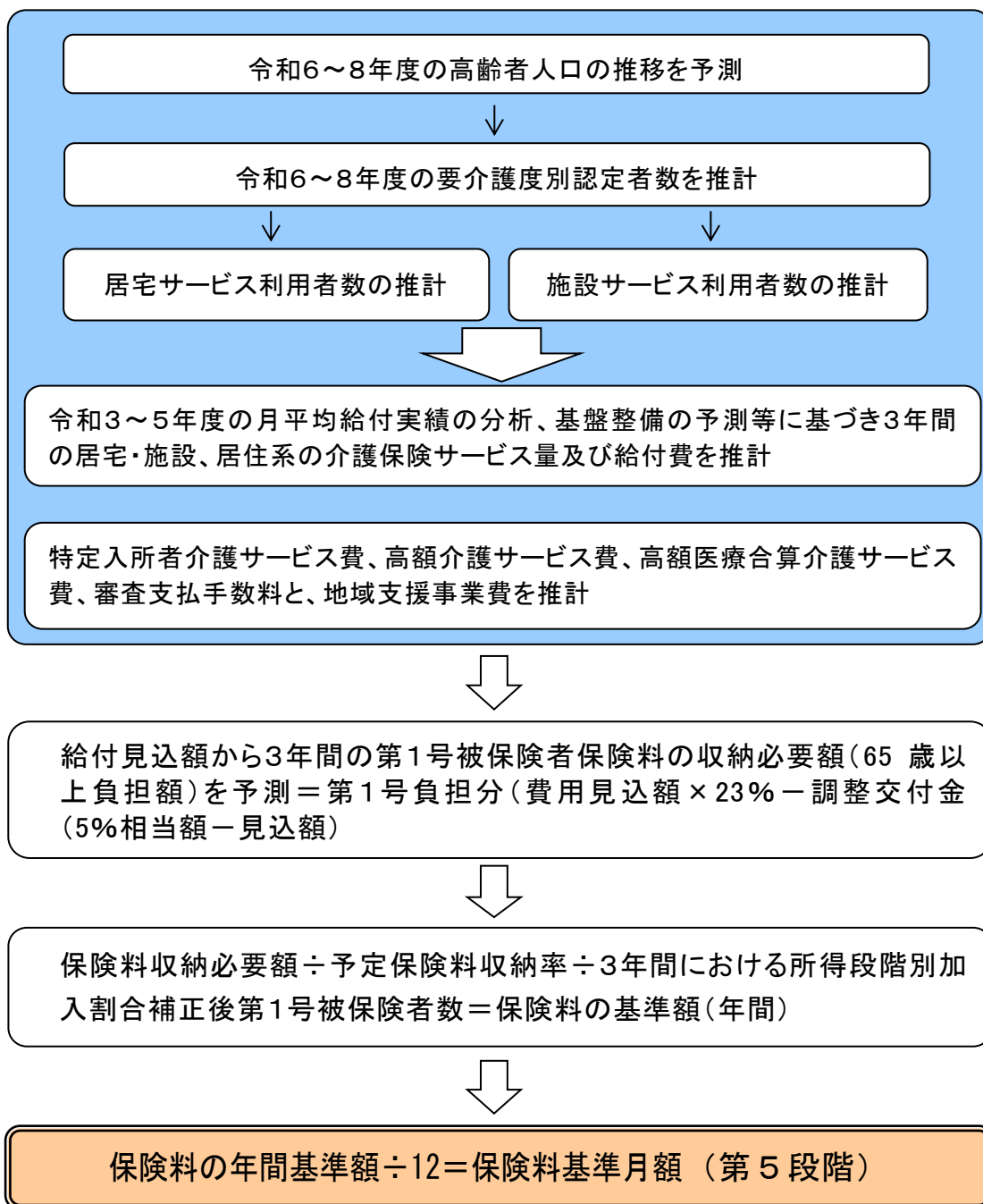
【地域支援事業費の負担割合】



②介護保険料の算定

- 令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間の介護保険給付費を見込み、前頁の第1号被保険者の負担割合に応じて介護保険料を算定します。
- この負担割合については第8期計画と同様で、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。

【介護保険料の算定方法】



- 令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画期間の保険料基準月額及び基準年額は、次のとおりとなります。

【介護保険料の算定】

(円、人)

区 分	3年間合計	
標準給付費見込額	15,217,333,331	
地域支援事業費	483,242,080	
合 計	15,700,575,411	
第1号被保険者負担分相当額(合計の23%)	3,611,132,345	
調整交付金相当額(5%)	773,573,517	
調整交付金見込交付割合	3年間平均	9.13%
後期高齢者加入割合補正係数	3年間平均	0.8781
所得段階別加入割合補正係数	3年間平均	0.9342
調整交付金見込額	1,412,645,000	
財政調整基金取崩額	202,300,000	
保険料収納必要額	2,769,760,861	
保険料収納率	98.75%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 (39,041人)	第1段階	5,933
	第2段階	5,037
	第3段階	4,296
	第4段階	3,891
	第5段階	7,615
	第6段階	6,468
	第7段階	3,679
	第8段階	1,175
	第9段階	382
	第10段階	177
	第11段階	90
	第12段階	60
	第13段階	238
所得段階別加入割合補正後被保険者数	36,181	
保険料基準月額(第5段階)	6,460	
保険料基準年額(第5段階)	77,520	

(2) 所得段階別の介護保険料の設定

① 介護保険料徴収の 13 段階設定

- 介護保険料については、第 9 期計画期間から 13 段階に変更になり、第 5 段階が基準額となります。
- 本市においては、国が示す 13 段階を基本とし、さらに第 2 段階と第 3 段階については、低所得者に配慮した独自の軽減措置を講じた割合により、介護保険料を設定します。

【所得段階区分の要件と基準額に対する割合・保険料】

段階	所得段階区分の要件	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第 1 段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.285 (月額 1,841 円) 軽減前 0.455	22,092 円
第 2 段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.45 (月額 2,907 円) 軽減前 0.65	34,884 円
第 3 段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.67 (月額 4,328 円) 軽減前 0.675	51,936 円
第 4 段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90 (月額 5,814 円)	69,768 円
第 5 段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の方	基準額 (月額 6,460 円)	77,520 円
第 6 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20 (月額 7,752 円)	93,024 円
第 7 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.30 (月額 8,398 円)	100,776 円
第 8 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.50 (月額 9,690 円)	116,280 円
第 9 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額 × 1.70 (月額 10,982 円)	131,784 円
第 10 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 × 1.90 (月額 12,274 円)	147,288 円
第 11 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額 × 2.10 (月額 13,566 円)	162,792 円
第 12 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 × 2.30 (月額 14,858 円)	178,296 円
第 13 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額 × 2.40 (月額 15,504 円)	186,048 円

第5章 計画の評価・検証

1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

- 今後の超高齢化社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。
- 介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

- 本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

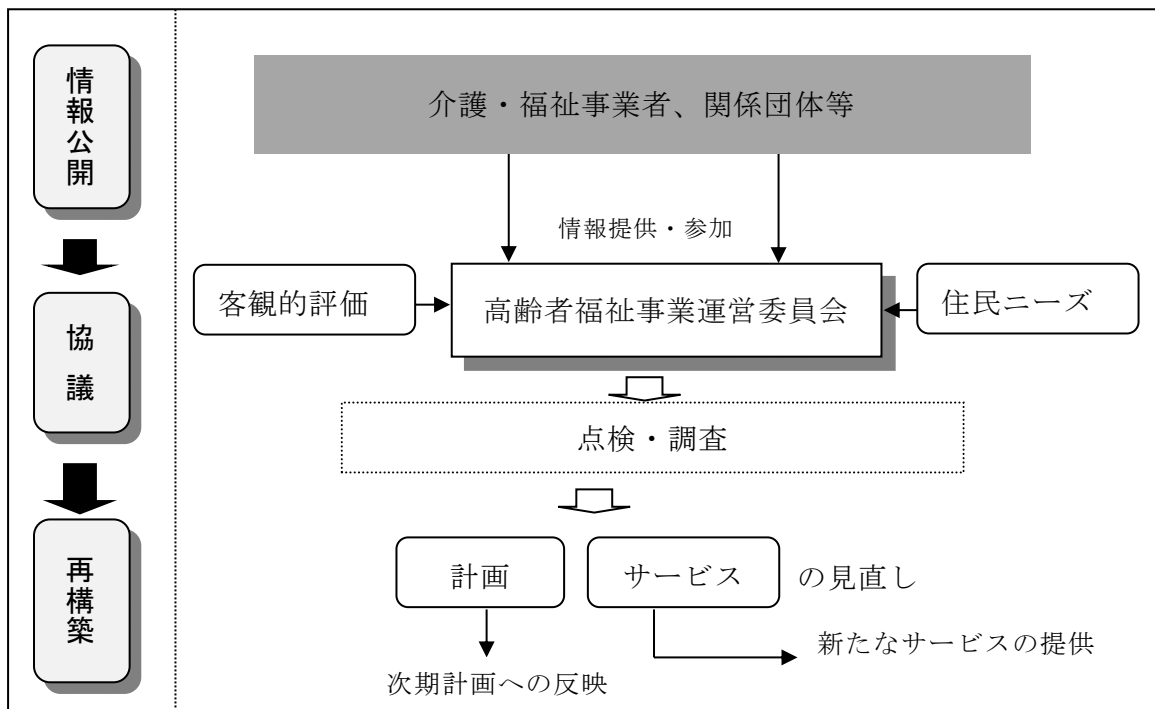
- 利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

(3) 広報・啓発

- 計画を効果的に推進するため、市の広報やホームページ等により計画の策定趣旨や計画内容を公開し、意識の向上や啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と推進について

- 本計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。
- 施策の推進については、行政だけでなく、市民、介護・福祉事業者、関係団体等と連携して取り組んでいく必要があります。
- そのため、高齢者福祉事業運営委員会等を通じて、本計画の実施状況、進捗状況を点検評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に適合し、効果が上がると考えられる事業実施方法を検討するなど、積極的に福祉サービスの進行管理を行っていきます。さらに計画の円滑な推進に向け、庁内関係各課との連携を密にします。



參考資料

参考資料

北秋田市高齢者福祉事業運営委員会

(1)開催状況

案件が高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に関するもの

(令和4年度)

第1回委員会

開催日時：令和4年12月6日(火)午後6時45分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員11名 ※1名欠員

案件：①地域包括支援センター事業について

- ・令和3年度 事業実績報告
- ・令和4年度 事業の進捗状況

②高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況

③高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュール(案)について

(令和4年度)

第2回委員会

開催日時：令和5年2月21日(火)午後6時45分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員11名 ※1名欠員

案件：①高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画アンケートについて

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(案)
- ・在宅介護実態調査(案)
- ・介護支援専門員への意向調査(案)

(令和5年度)

第1回委員会

開催日時：令和5年6月20日(火)午後6時45分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員14名

案件：①地域包括支援センター事業について

- ・令和4年度 事業実績報告
- ・令和5年度 事業実施計画

②高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

第2回委員会

- 開催日時 : 令和5年9月19日(火)午後6時45分
開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室
出席委員数 : 委員数15名中 出席委員14名
案 件 : ①高齢者福祉計画・第9期介護保険事業実施状況報告について
②各種調査結果について
③高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について

第3回委員会

- 開催日時 : 令和5年11月28日(火)午後6時45分
開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室
出席委員数 : 委員数15名中 出席委員14名
案 件 : ①高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
・素案について
・施設整備方針について
・保険料算定について

【パブリックコメント】

- 実施期間 : 令和5年12月28日から令和6年1月26日(30日間)
実施方法 : ①市ホームページによる素案の閲覧
②市役所本庁舎・各総合窓口センター・出張所・市民ふれあいプラザ、図書館での素案の閲覧

第4回委員会

- 開催日時 : 令和6年2月13日(火)午後6時45分
開催場所 : 市役所本庁舎 大会議室
出席委員数 : 委員数15名中 出席委員14名
案 件 : ①高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
・(案)について
・答申について

(2)答申

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)答申

- 答申日時 : 令和6年2月14日(水)
答申場所 : 北秋田市役所 応接室
答 申 者 : 北秋田市高齢者福祉事業運営委員会
副委員長 三 浦 正 基

(3)北秋田市高齢者福祉事業運営委員会設置要綱

平成30年4月1日
北秋田市告示第47号

(設置)

第1条 北秋田市の高齢者福祉、介護保険及び地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正中立性の確保、サービス等及びセンターの円滑、かつ、適正な運営を図るため、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「居宅サービス等」という。）の質の確保並びに運営評価に関すること。
 - (2) 居宅サービス等に係る事業所の指定、変更、取消し等に関すること。
 - (3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の指定基準並びに介護報酬の設定に関すること。
 - (4) 地域密着型サービス等の質の確保及び運営評価に関すること。
 - (5) 地域密着型サービス等に係る事業者の指定、変更、取消し等に関すること。
 - (6) 施設サービス事業者の選定に関すること。
 - (7) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関すること。
 - (8) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進に係る評価、検証等に関すること。
 - (9) センターが担当する圏域の設定に関すること。
 - (10) センターの設置、変更及び廃止に関すること。
 - (11) センターが行う業務の法人への委託又は委託された法人の変更に関すること。
 - (12) センターが行う業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施に関すること。
 - (13) センターが行う予防給付に係るマネジメント業務を委託する場合の介護予防支援事業所の変更に関すること。
 - (14) その他前条に基づいて必要な事項に関すること。
- 2 運営委員会は、センターの運営に関し当該年度の事業計画書及び収支予算書、前年度の事業報告書及び収支決算書、その他運営委員会が必要と認める書類の提出を受け、事業内容を評価するものとする。
- 3 前項に規定する評価は、次の各号に掲げる事項を勘案して必要な基準を作成し、年度ごとに、定期的に又は必要に応じて行うものとする。
- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
 - (2) センターにおけるケアプラン作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。

- (3) その他、運営委員会が地域の実情に応じて必要と判断した事項について、不適切な活動を行っていないか。
- 4 運営委員会は、センターの職員を確保するため、必要に応じて運営委員会の構成員や地域の関係団体等との調整を行うものとする。
- 5 運営委員会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関することであって、運営委員会が必要と判断した事項を行うものとする。

(組織)

第3条 運営委員会は、15人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健及び福祉分野関係者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 高齢者福祉サービス及び介護保険サービス利用者又はその家族
- (4) 介護サービス事業者
- (5) その他見識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長になる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、運営委員会の円滑な推進を図るため、必要に応じて委員を構成員とする部会を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員の在任期間中及び委員を辞職した後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、北秋田市健康福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(他要綱の廃止)

2 北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会設置要綱（北秋田市告示第8号）及び北秋田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（北秋田市告示第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前日において、旧要綱により北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員として委嘱されている者の委嘱期間は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(4)委員会組織

《運営委員（敬称略）》

委員長： 児玉 達彦

副委員長： 三浦 正基

No.	選任分野	氏名	資格等	選任地区
1	医療分野	児玉 達彦	医師	鷹巣
2	//	加賀谷 保	歯科医師	鷹巣
3	保健分野	撫養 喜美子	看護師	鷹巣
4	//	松橋 セツ子	保健師	森吉
5	福祉分野	福原 弥生	鷹巣民生委員 児童委員	鷹巣
6	//	千葉 純子	介護支援 専門員	合川
7	//	高橋 トモ子	介護支援 専門員	鷹巣
8	介護サービス事業者	佐藤 真		鷹巣
9	第1号被保険者	三浦 正基		合川
10	//	青山 ゆき子		鷹巣
11	//	浪岡 正幸		鷹巣
12	第2号被保険者	播磨 辰也		森吉
13	//	松尾 つむぎ		鷹巣
14	介護保険サービス利用者（家族）	佐藤 和枝		阿仁
15	その他見識を有する者	伊藤 節子		阿仁

(5)北秋田市内の介護サービス事業者一覧

(令和6年3月31日現在)

①介護支援

1) 居宅介護支援事業所

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	あいかわ社協 居宅介護支援事業所	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
2	あに社協 居宅介護支援事業所	阿仁銀山字下新町41番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
3	永楽苑 指定居宅介護支援事業所	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	要介護1 以上
4	株式会社 虹の街 鷹巣営業所	脇神字藤株団の内14番地 (株式会社 虹の街)	要介護1 以上
5	ケアタウンたかのす 指定居宅介護支援事業所	脇神字陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
6	ケアプランセンターひだまり	栄字中綱31番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
7	もりよし荘 居宅介護支援事業所	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	要介護1 以上
8	居宅介護支援事業所 はあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	要介護1 以上
9	居宅介護支援事業所 一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利法人 一番星きらら)	要介護1 以上

2) 介護予防支援事業所

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	北秋田市北部 地域包括支援センター	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要支援 1・2
2	北秋田市中部 地域包括支援センター	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要支援 1・2
3	北秋田市南部 地域包括支援センター	阿仁銀山字下新町41番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要支援 1・2

②居宅サービス

1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社 登石	上杉字金沢57番地52 (株式会社 登石)	
2	北秋田市社協 ヘルパーステーション	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
3	もろび苑 訪問介護事業所	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
4	ヘルパーステーションはあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	
5	訪問介護事業所ハグ	脇神字西陣場岱38番地6 (株式会社 ゆいまーる)	
6	たかのす翔裕園 訪問介護事業所	小森字向長渡15番地3 (社会福祉法人 元気村)	

2) 訪問入浴介護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社 虹の街 鷹巣営業所	脇神字藤株団の内14番地 (株式会社 虹の街)	
2	北秋田市社協 訪問入浴介護事業所	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

3) 通所介護（デイサービス）

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	永楽苑デイサービスセンター 指定通所介護事業所	川井字オノ神61番地13 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	30人
2	北秋田市森吉生活支援ハウス 指定通所介護事業所	米内沢字寺の上85番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	35人
3	ケアタウンたかのす 指定通所介護事業所	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人
4	サポートハウスたかのす 指定通所介護事業所	脇神字南陣場岱20番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	25人
5	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマツ リタイアメント・コミュニティ)	30人
6	たかのす社協 地福通所介護事業所	宮前町9番68号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	40人
7	たかのす社協 つづれこ通所介護事業所	綴子字大堤家後26番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	25人
8	音彩くらぶ	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	30人

	事業所名	事業所の所在地	定員等
9	一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利活動法人 一番星きらら)	10人 地域密着型
10	デイサービスセンターまつば	綴子字胡桃館3番地42 (株式会社 登石)	10人 地域密着型
11	デイサービスもりの郷	小又字平里63番地 (社会福祉法人 交楽会)	10人 地域密着型
12	もろび苑指定通所介護事業所	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	10人 地域密着型
13	山水荘指定通所介護事業所	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	18人 地域密着型

4) 通所リハビリテーション (デイケア)

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	25人
2	介護老人保健施設 ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人

5) 訪問看護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	秋田県厚生連 北秋訪問看護ステーション	下杉字上清水沢16番地29 (秋田県厚生農業協同組合連合会)	
2	訪問看護ステーション実	下杉字上清水沢74番地1-2 (株式会社 メディフェア)	
3	北秋田市社協 訪問看護ステーション	米内沢字大樋1番地2 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

6) 短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)

㊦短期入所生活介護

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	永楽苑 指定短期入所生活介護事業所	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	20人
2	ケアタウンたかのす 指定短期入所生活介護事業所	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	30人
3	山水荘 短期入所生活介護事業所	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	10人
4	森泉荘 指定短期入所生活介護事業所	阿仁前田字下前田家ノ下モ28番地 (社会福祉法人 交楽会)	13人
5	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマツ リタイアメント・コミュニティ)	20人
6	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	2人

	事業所名	事業所の所在地	定員等
7	ケアホテルすみさん家	小森字向長渡12番地8 (社会福祉法人 元気村)	20人
8	ショートステイ北欧の杜	下杉字上清水沢81番地1 (株式会社 メディフェア)	30人
9	ショートステイつつじ	綴子字釜堤脇3番地 (医療法人社団 博愛会)	20人
10	特別養護老人ホームつむぎの彩指定 短期入所生活介護事業所	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	空床利用 要介護1 以上

①短期入所療養介護

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	空床利用

7) 特定施設入居者生活介護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	もろび苑 外部サービス利用型特定施設	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1以上 35人まで
2	特定ケアハウス さわやか寮	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	要介護1以上 29人 地域密着型

8) 認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利活動法人 一番星きらら)	12人 地域密着型

9) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム: 要支援2以上)

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	グループホームあいかわ	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	9人 地域密着型
2	グループホームあにの里	阿仁銀山字上新町80番地7 (有限会社 バスケの街能代企画)	9人 地域密着型
3	グループホーム桂寿あに	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	9人 地域密着型
4	グループホーム バンドー北欧の里	下杉字上清水沢15番地1 (バンドーケアポート株式会社)	9人 地域密着型
5	グループホームふなみ	鷹巣字本屋敷114番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	18人 地域密着型
6	グループホームもりの家	米内沢字柳原14番地4 (社会福祉法人 交楽会)	18人 地域密着型
7	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマツ リタイメント・コミュニティ)	9人 地域密着型
8	たかのす社協つづれこ認知症 対応型共同生活介護事業所	綴子字大堤家後26番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	8人 地域密着型

	事業所名	事業所の所在地	定員等
9	認知症対応型共同生活介護 事業所あんど	松葉町6番20号 (社会福祉法人 芳徳会)	9人 地域密着型
10	グループホームすいーだ	北秋田市綴子字太田屋敷後90番地 (合同会社 スィーダ)	18人 地域密着型

10) 小規模多機能型居宅介護

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	小規模多機能型居宅介護事業 所のぞみ	松葉町6番20号 (社会福祉法人 芳徳会)	登録 29人 通い 18人 宿泊9人 地域密着型
2	だんらんハウス	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	登録 24人 通い 12人 宿泊5人 地域密着型

11) 福祉用具貸与

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	補助器具センターたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

12) 特定福祉用具販売

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	北秋田市社協 福祉用具センター	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

③介護保険施設

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：要介護3以上）

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	特別養護老人ホーム 永楽苑	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	50人
2	特別養護老人ホーム 山水荘	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	50人
3	特別養護老人ホーム 森泉荘	阿仁前田字下前田家ノ下モ28番地 (社会福祉法人 交楽会)	50人
4	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	113人
5	特別養護老人ホーム つむぎの彩	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	60人
6	永楽苑 ユニット型 きよらか	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	20人 地域密着型
7	永楽苑 サテライト型 アネックス	上杉字金沢469番地 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	29人 地域密着型
8	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	20人 地域密着型

2) 介護老人保健施設（要介護1以上）

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	80人
2	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	100人

④特定施設

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	たかのすケアセンターそよ風 高齢者住宅ぶなの森そよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマツ リタイアメント・コミュニティ)	9人 住宅型有料 老人ホーム
2	シニアホームなでしこ	脇神字西陣場岱38番地6 (株式会社 ゆいまーる)	30人 住宅型有料 老人ホーム
3	たかのす翔裕園	小森字向長渡15番地3 (社会福祉法人 元気村)	28人 住宅型有料 老人ホーム
4	大野台エコーハイツ	木戸石字オノ神沢35番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	50人 軽費老人 ホーム(A型)
5	北秋田市阿仁養護老人ホーム もろび苑	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	50人 養護老人 ホーム

- 以下の施設は、特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入居者（要介護者）が入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	特定ケアハウス さわやか寮	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	29人 ケアハウス

北 秋 田 市
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日：令和 6 年 3 月

編集・発行：北秋田市 健康福祉部 高齢福祉課

〒018-3392

秋田県北秋田市花園町 19 番1号

TEL 0186-62-1112

